

建設業許可変更等届出の手引き

令和5年2月改訂版

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)

場 所：建築振興課 申請会場内

相談日：月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

時 間：午前9時30分～午後5時

※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735

代表電話：06-6941-0351

(内線 3089・3090)

時 間：午前9時～午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了承ください。

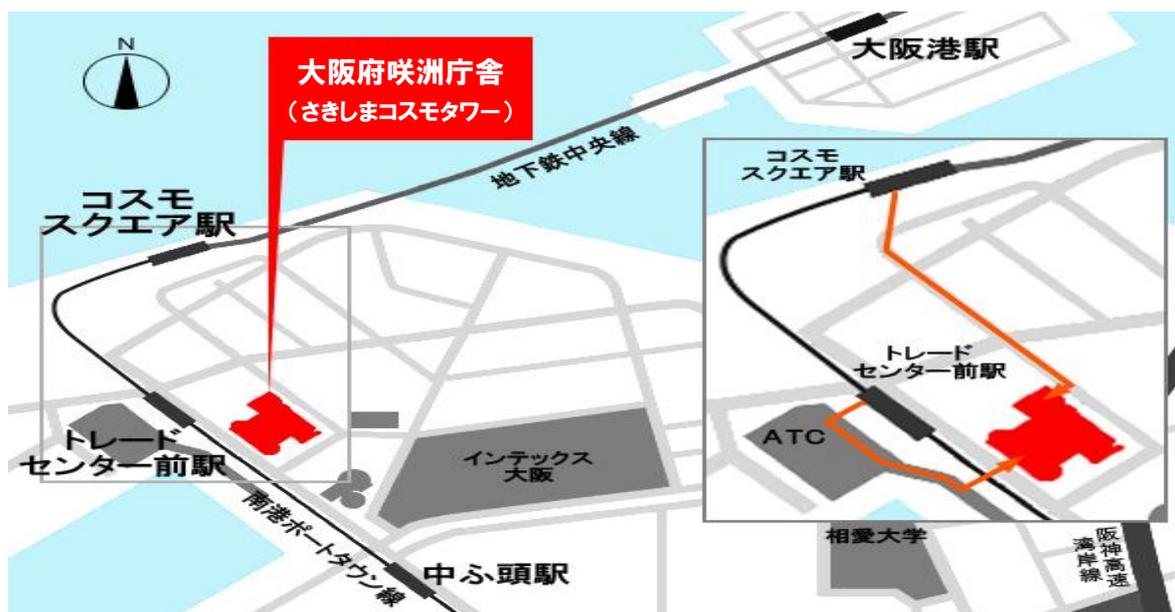
この手引きは、大阪府知事の建設業許可を受けた方を対象に、許可後の各種変更等の届出の手続きを説明したものです。
他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

★お問い合わせ先（建設業許可関係）

申請・相談の受付は午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。

<p>ご相談</p>	<p>〔申請書類事前チェックサービスコーナー〕 場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場 相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください）</p> <hr/> <p>〔電話相談〕相談専用電話：06-6210-9735 代表電話：06-6941-0351（内線 3089・3090） 時 間：午前9時～午後6時</p>
<p>申請場所</p>	<p>場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場 受付日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時30分～午後5時 （午後5時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください）</p>
<p>手数料 納付窓口</p>	<p>場 所：大阪府手数料納付窓口（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階フェスパ内など） 開設日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間：午前9時15分～午後5時30分 手数料を納付するには申請区分に合わせた大阪府手数料（POS）納付用連絡票が必要です。 下記ページよりダウンロードして持参ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/tesuryonounyu-henkou/pos-kensetsurenraku.html</p>
<p>諸用紙</p>	<p>〔ホームページ〕 各種様式は、建築振興課のホームページから印刷することができます。 〔販売〕 諸用紙売場（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階）でも購入することができます。 ※詳細は、直接お問い合わせください。 営業時間：午前9時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 電 話：06-4703-8420</p>
<p>ホームページ</p>	<p>http://www.pref.osaka.jp/kenshin/kenkyoka/index.html</p>

★建築振興課付近案内図（大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）



- 地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車。南東へ徒歩約8分。
- ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車。ATCビル直結。
- 阪神高速道路湾岸線 大阪市内・神戸方面からは「天保山出口」を経て大阪港咲洲トンネル、堺方面からは「南港南出口」より、車にて約10分。

各種変更届・廃業届・訂正届は郵送及び投函BOXでも受付が可能です

【受付可能な届出】

・「各種変更届」(全種類)「決算変更届」「廃業届」「建設業に係る訂正の届出書」

【提出する書類等について】

- 1 変更届等提出書類一式(正本のみ)
- 2 完了通知用はがき(官製はがきを使用または63円切手を貼付) ⇒ P.6-21 参照
※完了通知用はがき記入例をご覧の上、必要事項をご記入ください。
※提出する変更届等が複数冊となる場合は、その冊数と同一枚数のはがきを同封してください。
- 3 確認書類の写し(届出事項により必要な場合あり)
※以下の事項が含まれる各種変更届には、確認書類の写しが必要となります。
 - ア 常勤役員等(経營業務の管理責任者)及び
当該役員等を直接に補佐する者の交代(常勤性及び経験年数の確認)
 - イ 専任技術者の交代・追加(常勤性及び実務経験の確認)
 - ウ 専任技術者の担当業種の追加(実務経験の確認)
 - エ 廃業した場合(届出事由ごとの確認書類)
- 4 代理人委任状(代理人による届出の場合) P.6-24~P.6-26 をご参照ください。

- 注1) 変更届等表紙の「担当者・届出代理人の氏名及び電話」欄は、必ず記載してください。
注2) 変更届等提出書類一式を正本・副本とも送付される場合は、完了通知用はがきに代えて、書留郵送分の切手を貼付し返信先を記入した角形2号封筒を同封してください。
注3) 確認書類の写しは手続き完了後に大阪府で廃棄処分としますが、返送を希望される場合は、書留郵送分の切手(重量相当分)を貼付し返信先を記入した封筒を同封してください。
※返信用封筒もしくは返信用ハガキ(P.6-21)のどちらか一方を同封して下さい。

【郵送先等】

- <郵送先> 郵便番号 559-8555
住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)1階
あて先 大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
建設業許可グループ内 委託業者 大阪府行政書士会 変更届担当 宛
※郵送につきましては、必ず一般書留または簡易書留でお送りください。
- <投函先> 受付会場内に設置する専用の投函ボックス
※提出書類は必ず封筒などに入れ、「変更届在中」と記載の上、のり付けなど封をして提出してください。

【受付後の処理】

郵送及び投函BOXによる変更届等の受付後は、提出書類の形式及び許可要件のチェックを行った上で、完了通知はがきを返送します(正本・副本とも送付された場合は、上記注2)の通り、郵送時にご同封いただいた返信用切手を貼った返信用封筒に副本を同封し、返送します)。
返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。

【不備または不足がある場合】

提出書類に不備または不足がある場合は、届出者又は代理人に連絡します。不足事項等が解消された後、完了通知はがきを返送します(正本・副本とも送付された場合は副本を返送します)。

目 次

郵送及び投函BOXでの受付について	0-2
第1 変更の手続き	1-1
第2 事実発生後14日以内の届出	
1 「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」の変更(省令第7条第1号イ該当)	2-1
「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」及び「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の変更 (省令第7条第1号ロ該当)	
経営経験の確認	2-17
2 社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況の変更	2-29
3 「専任技術者」の変更	2-31
実務経験の確認	2-40
専任技術者の資格及びコード表	2-42
4 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の変更	2-46
☆ 常勤性の確認	2-49
5 欠格要件の場合	2-51
第3 事実発生後30日以内の届出	
1 「営業所(本店・支店)」の変更	3-1
営業所の要件確認	3-3
2 「商号又は名称」の変更	3-4
3 「資本金」の変更	3-4
4 「法人の役員等(株主等を除く)」の変更	3-7
5 「株主等」の変更	3-9
6 「支配人の変更・個人事業主、支配人の氏名」の変更	3-12
7 廃業した場合	3-13
第4 決算終了後4ヵ月以内の届出	
決算等に関する届出	4-1
第5 届出の綴り方	5-1
第6 参考資料	
1 専任技術者資格要件一覧表	6-1
2 関連学科一覧表	6-19
3 市区町村コード表	6-20
4 郵送等による変更届等のご案内	6-21
5 参考様式、作成要領及び記載例	6-22
6 本人確認書類と委任状について	6-26

第1章 変更の手続き

■ 変更の手続き

建設業許可を受けた者は、商号、資本金、役員、営業所、常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者、支店長等法令で定める事項に変更があった場合及び決算期における使用人数、定款、会社の財務の状況に関する届けについて、定められた期限内に所定の書類で大阪府知事に届け出る必要があります。

変更の事由があるのに変更届を提出していない、決算が終了したのに決算期における各種届を提出していない場合、許可の取消対象となることや、更新及び業種追加等の申請や経営事項審査の申請ができなくなりますのでご注意ください。

変更届は、まず大阪府が委託している受託業者の担当者が、届出書類（建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類）が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等の形式的チェックを窓口で行い、その後大阪府職員が要件に係る審査を所定の確認書類で窓口審査し受付します。

また、受付後においても、大阪府の内部審査で、疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は事務所等の確認調査を実施する場合があります。

■ 郵送受付の実施

各種変更届等の届出にあたっては、受付時の待ち時間短縮・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。詳細は P.O-2 をご覧ください。

■ 届出書類

届出書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているもの、その他サンプル様式については、下記の大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課のホームページからダウンロードいただけます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kenkyoka/index.html>)

また、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階の諸用紙売場（P.O-1）で用紙類を販売しています。

営業時間：午前9時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

電 話：06-4703-8420 ※詳細は、直接お問い合わせください。

～行政書士による代理申請の取扱いについて～

平成13年6月29日に公布された行政書士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十七号）が施行され、行政書士による代理申請ができるようになっております。しかし、法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署の窓口提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）により禁じられていますのでご注意ください。

変更届

許可年月日	令和 1 年 10 月 10 日
許可番号	大阪府知事 許可（般 ー 1） 特
	第 0 0 0 1 0 0 号

該当する届出事項の番号に「○」をする。

届出事項												
1	2	3	4	4-2	5	6	7	8	9	10	11	11-2
商号	営業所	資本金	法人役員	法人代表者	個人氏名	支配人	令 3	専任技術者	経管等	社会保険	廃業（全部）	廃業（一部）

受付担当者	
台帳	

〒 5 5 9 8 5 5 5

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

商号又は名称 大阪建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 大阪 次郎

電話 06-6941-0351 番

担当者・申請代理人

行政書士 建設 花子

電話 06 6210 9735 番

届出される方について本人確認書類の提示が必要です。
提示がない場合は、審査及び受付は行いません。
※必ずP.6-26を参照して下さい。

必ず日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。

■記載上の留意点（全ての変更届について）

- 各様式に個人の氏名を記載する場合は、戸籍上の文字を使用してください。
- 個人の住所を記載する場合は、届出時の居住地の住所を記載してください。

※変更届及び決算変更届は大阪府知事提出用（正）と届出者控え用（副）の2部を受付会場で受付します。

1 「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」の変更(省令第7条第1号イ該当)

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア</p> <p>■省令第7条第1号イ 該当から、同号イ該当へ 変更したとき (交代したとき)</p> <p>※常勤役員等が2人→ 1人の場合も同じ</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■常勤役員等証明書 (省令様式第7号)</p> <p>■常勤役員等略歴書 (省令様式第7号別紙)</p> <p>※役員として届け出していない執行役員が新たに常勤役員等(経營業務の管理責任者)になる場合上記に加えて必要</p> <p>■誓約書(省令様式第6号)</p> <p>■登記されていないことの証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>「登記されていないことの証明書」に加えて「診断書」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■市町村の長の証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>ただし、外国籍の方については長の証明書に代えて、住民票(国籍、氏名(通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本)(発行日から3か月以内の原本)を添付してください。</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</p>	<p>■商業登記簿謄本 (法人に限り必要、交代時に役員であることが確認できる謄本)</p> <p>■常勤性の確認書類 (P.2-49~2-50を参照)</p> <p>■経験の確認書類 (P.2-17~2-28を参照)</p>
<p>イ</p> <p>■氏名変更したとき</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■常勤役員等証明書 (省令様式第7号)</p>	<p>■戸籍抄本、住民票、商業登記簿謄本等(氏名の変更が確認できるもの)</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。</p>
<p>ウ</p> <p>■基準を満たさなくなったことにより削除するとき (交代の者がいない場合)</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■届出書(省令様式第22号の3)</p> <p>■廃業届(省令様式第22号の4) (全部廃業する場合は「廃業届」のみ)</p>	<p>■商業登記簿謄本 (法人に限り必要、引き続き担当する者が役員であることが確認できる謄本)</p>

工	<p>■複数いる場合で</p> <ul style="list-style-type: none"> 減員することにより不要となる者の削除 	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、届出者用） ■変更届出書（第一面）（省令様式第22号の2） ■常勤役員等証明書（省令様式第7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ■商業登記簿謄本（法人に限り必要、引き続き担当する者が役員であることが確認できる謄本）
才	<p>■省令第7条第1号イ該当から省令第7条第1号ロ該当に変更が生じたとき</p> <p>※ 省令第7条第1号ロ該当での経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。</p> <p>（事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙（大阪府用、届出者用） ■変更届出書（第一面）（省令様式第22号の2） ■常勤役員等の略歴書（省令様式第7号の2別紙1） ■常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（省令様式第7号の2第一面から四面） <p>※ 同一人物が④・⑤・⑥を兼ねる際も、3部必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（省令様式第7号の2の別紙2） <p>※ 人数分提出してください。</p> <p>同一人物が④・⑤・⑥を兼ねる際は、該当の経験を1部にまとめて記載の上、提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■常勤性の確認書類（P.2-49～2-50を参照） ■経験及び現在の地位の確認書類（P.2-17～2-28を参照）

※ ④：財務管理 ⑤：労務管理 ⑥：業務運営の略

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」（府規則様式第2号）を添付してください。（詳細は P.6-24～P.6-25 をご確認ください。）

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細は P.6-26 をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」及び「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の変更(省令第7条第1号口該当)

省令第7条第1号口該当での経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

※ 事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア</p> <p>■「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」を変更した場合かつ「常勤役員等を直接に補佐する者」に変更がない場合</p> <p>■「当該常勤役員等を直接に補佐する者」を変更した場合かつ「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」に変更がない場合</p> <p>■「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の構成に変更が生じた場合かつ「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」に変更がない場合</p> <p>(例) ㊦・㊧・㊨：各1人(計3人)から㊦・㊧：1人が兼務、㊨：1人(計2人)に変更した場合など</p>	<p>■ 変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■ 変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■ 常勤役員等及び補佐する者証明書(省令様式第7号の2第一面から四面) <u>※ 同一人物が㊦・㊧・㊨を兼ねる際も、3部必要です。</u></p> <p>■ 常勤役員等の略歴書 (省令様式第7号の2別紙1)</p> <p>■ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(省令様式第7号の2別紙2) <u>※ 人数分提出してください。</u> <u>同一人物が㊦・㊧・㊨を兼ねる際は、該当の経験を1部にまとめて記載の上、提出してください。</u></p>	<p>■ 常勤性の確認書類 (P.2-49~2-50を参照)</p> <p>■ 経験の確認書類 (P.2-17~2-28を参照)</p>
<p>イ</p> <p>■「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」又は「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の氏名を変更した場合 ※人物に変更がないとき</p>	<p>■ 変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■ 変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (省令様式第7号の2第一面から四面) <u>※ 同一人物が㊦・㊧・㊨を兼ねる際も、3部必要です。</u></p>	<p>■ 戸籍抄本、住民票、商業登記簿謄本等(氏名の変更が確認できるもの) <u>※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。</u></p>

		<p>※ <u>略歴書(省令様式第7号の2別紙1と2)は、不要です。</u></p>	
ウ	<p>■省令第7条第1号口 該当から省令第7条第1号イ該当に変更が生じた場合</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、届出者用） ■変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>*新たに常勤役員等になる者(省令第7条第1号イ該当)</p> <p>■常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書 （省令様式第7号） ■常勤役員等の略歴書 （省令様式第7号別紙）</p> <p>*直接に補佐する者であった者</p> <p>■届出書（省令22号の3）<u>財・労・業分</u> <u>各々に削除の届出が必要です。（最大3枚）</u> ⇒ 記載例 P2-16</p>	<p>■常勤性の確認書類 （P.2-49～2-50を参照） ■経験の確認書類 （P.2-17～2-28を参照）</p>

※ 財：財務管理 労：労務管理 業：業務運営の略

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」（府規則様式第2号）を添付してください。

（詳細は P.6-24～P.6-25 をご確認ください。）

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細は P.6-26 をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

■ 様式第七号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

- イ 常勤役員等 ※ 下記いずれかに該当の場合
- (a1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (a2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者
 - (a3) 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

法人における常勤役員等とは
 「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」となり、「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、委員会設置会社の執行役をいいます。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、原則、含みません。

様式第七号（第三系関係）

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ に掲げる経験を有することを証明し

役職名等	代表取締役
経験年数	平成26年4月から 令和2年9月まで 満6年5月
証明者と被証明者の関係	役員
備考	

(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 で第7条第1号イ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北6-5-4
 大阪建設（株）
 代表取締役 大阪 次郎

証明者 _____

経験年数には「非常勤」の期間は含まれません。7号別紙の内容と相違のないように記載します。

経營業務の管理責任者としての経験年数について確認書類を求めます。P.2-49~2-50参照（下記の変更日まで）

- (1) 法人の役員または個人事業主の経験
- (2) 執行役員の経験
- (3) 補佐経験

変更の場合は2を記載します。

地方整備局長
 北海道開発局長
 大阪府知事 殿

申請者
 届出者 _____

申請又は届出の区分 1 7 2 (1:新規 2:変更 3:常勤役員等の更新等)

変更年月日 _____ 令和3年2月20日

大阪府知事コード「27」

許可番号 1 8 2 7 国土交通大臣 許可 (投 告) 第 0 2 第 0 0 0 1 0 0 号 令和 0 1 年 1 月 1 日

変更又は追加の年月日を記載します。
 就任する者の常勤性の確認書類を求めます。
 ※変更日から届出日まで確認します。P.2-49~50参照

住民票の個人の住所を記載します。
 居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 オ オ

氏 名 2 0 大 阪 次 郎

住 所 _____ 大阪府大阪市中央区大千前1-1-1101

◎【変更前】

氏 名 2 1 大 阪 太 郎

変更前も必ず記載します。

「常勤役員等（経營業務の管理責任者）」とは、原則として常勤であった者で、法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

■ 様式第七号 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書 別紙

- ・ 申請時までの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載してください。
- ・ 経営経験や実務経験との齟齬がないように、かつそれぞれの経験が明らかになるように、併せて宅建業免許、産廃許可、建築士事務所登録、電気工事業登録等の際に大阪府に提出している略歴書等があれば、それらの略歴との齟齬がないように注意してください。

別紙

(用紙A4)

「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」は、許可申請者の調書（様式第12号）の作成は不要です。

常勤役員等の略歴書

住民票の個人の住所を記載します。
居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

現住所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1101		
氏名	大阪 次郎	生年月日	昭和56年 8月 19日生
職名	代表取締役		
職歴	期 間	従 事	建設業に関する職歴は全て記載し、 常勤役員等（経営業務の管理責任者証明書）（省令様式第7号） と相違のないようにします。
	自 平成12年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日	(株)大阪エンジニアリング 勤務	
	自 平成16年 4月 1日 至 年 月 日	大阪建設(株) 勤務	
	自 平成19年 1月 1日 至 年 月 日	(株)南港システム 取締役 就任 (平成26年4月～ 非常勤)	
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	大阪建設(株) 代表取締役 就任 (常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る	職歴の期間が重なる場合は、常勤・非常勤の 期間がわかるように記載します。 例：(H26.4～非常勤)
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけではなく、刑事罰 等についても記載します。 ※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。
上記のとおり相違ありません。			氏名を記載してください。
令和 年 月 日		氏 名 大阪 次郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

■ 様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する証明書 別紙

- ・ 申請時までの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載してください。
- ・ 経営経験や実務経験との齟齬がないように、かつそれぞれの経験が明らかになるように、併せて宅建業免許、産廃許可、建築士事務所登録、電気工事業登録等の際に大阪府に提出している略歴書等があれば、それらの略歴との齟齬がないように注意してください。

別紙一

(用紙A4)

「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」は、許可申請者の調書（様式第12号）の作成は不要です。

常勤役員等の略歴書

住民票の個人の住所を記載します。

居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

現住所	大阪府大阪市中央区大手前2-1-1001		
氏名	大阪 三郎	生年月日	昭和47年6月20日生
職名	代表取締役 ← 申請時の職名を記入		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成19年4月1日 至 年 月 日	大阪建設（株）勤務	
	自平成27年1月1日 至平成28年2月15日	大阪建設（株）財務部長	財務 1年1月
	自平成28年2月16日 至平成30年3月31日	大阪建設（株）総務部長	労務 2年1月
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	大阪建設（株）代表取締役 就任（常勤）	
	自 年 月 日 至 年 月 日	<p>建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営のいずれの経験であるか、またその経験年数（月数）を職務内容欄の右側に記入します。</p> <p>※口（b1）該当においては、建設業の役員等の経験2年以上と合わせて、申請会社の財務・労務・業務いずれかの管理職経験（役員等または役員等に次ぐ職制上の地位）が5年以上必要となります。確認書類については、P2-21～2-23 参照してください。</p> <p>この記載例で、「大阪三郎」は申請会社で役員に次ぐ職制上の地位であったとき、本様式第7号の2別紙で財務管理と労務管理の経験が3年0月、様式第7号の2の第一面で役員経験が2年5月あることがわかります。合わせて5年以上の経験があるため、口（b1）の常勤役員等の経験を満たしています。</p>	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
		賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけではなく、刑事罰等についても記載します。	
		※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。	
		氏名を記載してください。	
上記のとおり相違ありません。			
	令和 年 月 日	氏名	大阪 三郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

□ 常勤役員等

(b2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し2年以上役員等としての経験を有する者の場合

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)
00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成30年8月から 令和2年9月まで 満2年1月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

不要なものを消す

□(b2)では、建設業に関する2年以上の役員経験が必要です。かつ、他業種で役員等の経験を合わせて5年以上あることを「常勤役員等の略歴書」に記載の上、確認できる必要があります。

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北7-6-5
咲洲建設(株)

証明者 代表取締役 咲洲 四郎

不要なものを消す

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
大阪府知事

- ・常勤の役員(申請者が法人の場合)
- ・本人(申請者が個人の場合)
- ・支配人(申請者が個人で支配人を置いている場合)

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北7-6-5
咲洲建設(株)

申請者 届出者 代表取締役 咲洲 四郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 2 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更の場合は2を記載します。

申請時に有効な許可年月日がある場合、最も古いものを記載します。新規申請の場合は不要です。

変更の年月日 令和 3年 2月 20日

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 1 8 2 7 国土交通大臣 大阪府知事 許可(数特-01)第 0 0 0 0 1 0 0 0 号 令和 0 1 年 1 0 月 1 0 日

記

住民票の個人の住所を記載します。

居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

- ・濁点・半濁点も含んで1文字とする。
- ・姓と名の間は1マスあける。

右詰めで余白は「0」を記載します。

氏名 2 0 大 阪 四 郎 生年月日 S 4 2 年 1 0 月 1 1 日

住所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-1101

◎【変更前】

変更前も必ず記載します。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1 大 阪 七 郎 生年月日 S 4 1 年 0 9 月 2 2 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

■ 様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面）

□ 常勤役員等を直接に補佐する者

（c1）許可業者または許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者の場合

（用紙A4）

（第二面）

（3）下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
大阪府知事 殿

申請事業者における財務管理に関する役職を記載します。
変更日時時点で、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うものでなければなりません。

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北7-6-5
映洲建設（株）
代表取締役 映洲 四郎

役職名等 財務部長

経験年数 平成26年9月から 令和2年9月まで 満6年0月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

□（b1）または□（b2）該当の場合、常勤役員等を直接に補佐する者の経験としては、建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営それぞれの経験が5年以上あることが必要になります。
※（第二面）では財務管理の経験を記載します。

申請又は届出の区分 1 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の場合は2を記載します。

変更の年月日 令和3年2月20日

申請時に有効な許可年月日がある場合、最も古いものを記載します。新規申請の場合は不要です。

大臣コード
知事 3

交通大臣 大阪府知事 許可（般-01）第0001000号 許可年月日 令和01年10月10日

住民票の個人の住所を記載します。
居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

・濁点・半濁点も含んで1文字とする。
・姓と名の間は1マスあける。

右詰めで余白は「O」を記載します。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新】

氏名のフリガナ 2 4 ザ イ
氏 名 2 5 財 務 花 子

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日 S 4 8 年 0 5 月 2 0 日

住 所 大阪府大阪市中央区大手前2-1-101

◎【変更前】

変更前も必ず記載します。

氏 名 2 6 財 務 花 太 郎

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日 S 5 1 年 0 6 月 0 6 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

■ 様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第三面）

□ 常勤役員等を直接に補佐する者

（c2）許可業者または許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の業務経験を有する者の場合

（用紙A4）

（第三面）

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

申請事業者における労務管理に関する役職を記載します。

変更日時時点で、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うものでなければなりません。

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北7-6-5
映洲建設（株）
代表取締役 映洲 四郎

地方整備局長
北海道開発局長
大阪府知事 殿

役職名等

総務部長

経験年数

平成25年7月から 令和2年9月まで 満7年2月

証明者と被証明者との関係

□（b1）または□（b2）該当の場合、常勤役員等を直接に補佐する者の経験としては、建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営それぞれの経験が5年以上あることが必要になります。

※（第三面）では労務管理の経験を記載します。

備考

申請又は届出の区分

1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の場合は2を記載します。

変更の年月日

令和3年2月20日

申請時に有効な許可年月日がある場合、最も古いものを記載します。新規申請の場合は不要です。

住民票の個人の住所を記載します。
居所が異なる場合は両方記載し、居所についての確認書類を求めます。

大臣コード

国土交通大臣 許可（般特-01）第00001000号

許可年月日
令和01年10月10日

右詰めで余白は「0」を記載します。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の】

氏名のフリガナ

2 8 ロウ

・濁点・半濁点も含んで1文字とする。
・姓と名の間は1マスあける。

号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名

2 9 芳 務 う め

生年月日 5 5 1 年 1 0 月 2 4 日

住所

大阪府大阪市中央区大手前2-1-202

◎【変更前】

変更前も必ず記載します。

氏名

3 0 芳 務 う め た ろ う

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日 5 4 8 年 1 2 月 1 2 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

■ 様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面～第四面）別紙

申請時までの職歴を記載し、特に申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務運営の5年以上の業務経験に関する職歴についてはすべて記載してください。経営経験や実務経験との齟齬がないように、かつそれぞれの経験が明らかになるように、併せて宅建業免許、産廃許可、建築士事務所登録、電気工事業登録等の際に大阪府に提出している略歴書等があればそれらの略歴書との齟齬がないように注意してください。

財務管理

労務管理

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

大阪府大阪市中央区大手前2-1-101

氏名 財務 花子 生年月日 昭和48年 5月 20日生

職名 財務部長

年	月	日	任職した職務内容
平成19年	4月	1日	大阪建設(株) 勤務
平成20年	5月	1日	大阪建設(株) 財務部長 財務管理経験: 6年0月
現在			現在に至る

上記のとおり相違ありません。

署名 財務 花子

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

大阪府大阪市中央区大手前2-1-202

氏名 労務 うめ 生年月日 昭和51年 10月 24日生

職名 総務部長

年	月	日	任職した職務内容
平成22年	4月	1日	大阪建設(株) 勤務
平成25年	7月	1日	大阪建設(株) 総務部長 労務管理経験: 7年2月
現在			現在に至る

上記のとおり相違ありません。

署名 労務 うめ

業務運営

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

大阪府大阪市中央区大手前2-1-303

氏名 業務 五郎 生年月日 昭和39年9月3日生

職名 事業部長

年	月	日	任職した職務内容
昭和53年	4月	1日	大阪建設(株) 勤務
平成27年	5月	1日	大阪建設(株) 事業部長 業務運営経験: 5年4月
現在			現在に至る

上記のとおり相違ありません。

署名 業務 五郎

常勤役員等を直接に補佐する者についても、略歴書の記載が必要です。

※いずれの経験であるかとその経験年数等を右側に記載してください。

※財務管理・労務管理・業務運営すべての経験があれば、常勤役員等を直接に補佐する者は一名が兼ねることができます。

略歴書については、人数分必要です。

(例) 1名で三役を兼ねる ⇒ 1枚
 2名で三役を担う ⇒ 2枚
 3名で三役を担う ⇒ 3枚

※財務管理・労務管理・業務運営の経験を同時に経験できる部署である場合は、重複して計算することも可能です。

☆ 経験の確認書類

※履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書については、発行から3か月以内のものを提示してください。

イ (a1) の常勤役員等の経験の場合

法人の常勤役員等又は個人事業主等（経營業務の管理責任者等）として、5年以上の建設業の経營業務を管理していた経験（経験年数）を確認する書類。

※各書類について、証明者（証明会社）での証明したい期間分が必要です。

◎ **法人の役員** としての経験の場合（①～③の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

① 営業の実態 ⇒ **法人税の確定申告書**のうち、別表一・決算報告書

※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12か月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

③ 常勤の役員 ⇒ **商業登記簿謄本・閉鎖謄本**（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書）

法人税の確定申告書のうち、役員報酬手当及び人件費等の内訳書

※ 就任～重任～退任など役員期間が途切れないように確認します。

（例）

Aさんを経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、証明を行う。（申請月：令和2年10月）

Aさんは建設業を営む大阪建設(株)でH26年4月1日に取締役就任し、現在に至る。

① 提示した確定申告書 : H26.4～R2.3

≫ 役員報酬欄（確定申告書の⑭）で、Aさんの名前があり、常勤として記載されていることが確認できた。

② 提示した**建設工事**の請求書 : H26.8～R2.1

≫ 「平成26.8月分→(12ヶ月)→平成27.8月分→(8ヶ月)→平成28.4月分→(8ヶ月)→平成28.12月分→(11ヶ月)→平成29.11月分→(4ヶ月)→平成30.3月分→(12ヶ月)→平成31.3月分→(10ヶ月)→令和2.1月分」

※ **建設工事と建設工事の間が、12ヶ月を超えて空いていない。**

③ 提示した**商業登記簿謄本** : H26.4 就任～現在に至る

⇒ 上記①～③の全てが重なる期間(H26.8～R2.1の5年5月)大阪建設(株)での役員経験が証明できた。

※ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）として、

5年以上の建設業の経營業務を管理していた経験（経験年数）があることを、認めます。

◎ **個人事業主** としての経験の場合（①～②の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

① 営業の実態 ⇒ **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※ **税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は、第二表も必要

② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が**12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。**

◎ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類

■ 過去に常勤役員等（経營業務の管理責任者）として証明されている場合（以下の書類）

- ・ 建設業許可申請書又は変更届の一部（受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号））

■ 過去に常勤役員等（経營業務の管理責任者）として証明されていない法人の役員又は個人事業主に於ける経験の場合（①及び④の書類又は、②、③及び④の書類）

- ① 建設業許可申請書又は変更届の一部（受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号））
- ② 建設業許可通知書（経験年数分）
- ③ 決算変更届の一部（直近分）（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）
- ④ 法人の役員の場合は、当該法人の役員としての経験年数分の商業登記簿謄本（役員欄の閉鎖謄本等）

■ 支店長等における経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書の一部（受付印又は確認印のある表紙、営業所一覧表（様式第1号別紙2）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号））
ただし、平成21年4月1日の改正以前にあっては、営業所一覧表（様式第1号別紙2）に代えて建設業許可申請書別表
- ・ 変更届の一部（受付印若しくは確認印のある表紙又は完了通知のはがき、変更届出書（様式第22号の2）及び調書（様式第12号又は13号））
- ・ 決算変更届の一部（直近分）（受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき）

イ(a2) 権限委譲を受けた執行役員等としての経営管理経験の場合

取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、**執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験を確認するための書類**（以下の①から④のすべての書類）

執行役員等の経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

※ 事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

① 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

- ・ 証明期間の**法人の組織図** その他これに準ずる書類

② 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

- ・ **業務分掌規程** その他これに準ずる書類

③ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類

- ・ **定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録、人事発令書**

その他これらに準ずる書類

④ 業務執行を行う事業部門における業務執行実績を確認するための書類

- ・ 当該法人の執行役員経験年数分の**法人税の確定申告書**のうち、税務署の受付印のある別表一及び決算報告書

※ 電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。

- ・ 当該法人の執行役員経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる**工事契約書、注文書、請書又は請求書等**

※ 建設工事の空白期間が12ヶ月を超えている場合は、当該期間を経験年数から除算します。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での執行役員等の経験の場合は、P.2-19のイ(a2)「権限委譲を受けた執行役員等としての経営管理経験の場合」に記載の④業務執行を行う事業部門における業務執行実績を確認するための書類に代えて②過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類(P.2-18)とします。

イ(a3) 経營業務の管理責任者を補佐した経験の場合

建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位をいう。）にあり6年以上経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を確認するための書類（①～③のすべての書類が必要）

※ 審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

- ① 準ずる地位（職制上の地位）であることを確認するための書類
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明者が法人の場合のみ）

・ 証明期間の**法人の組織図** その他これに準ずる書類

- ② 準ずる地位での経験の在職期間を確認するための書類（a又はbのいずれかの書類）
a **法人の役員に準ずる地位の経験**を確認するための書類（以下のいずれかの書類）

- ・ **(年金の)被保険者記録照会回答票**（年金事務所発行）
- ・ **雇用保険被保険者証**（申請時点において継続して雇用されている場合）
- ・ **雇用保険被保険者離職票**（申請時点において離職している場合）

b **個人事業主に準ずる地位の経験**を確認するための書類

- ・ 証明者である個人事業主の補佐経験年数分の**所得税の確定申告書**のうち、**第一表**
事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類

※ **税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

- ③ 経験年数を確認する書類（各書類は準ずる地位での経験年数分（6年以上）全て必要）

a **証明者が法人の役員の場合**

- ・ **法人税の確定申告書**のうち、別表一

※ **税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

- ・ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

b **証明者が個人事業主の場合**

- ・ **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※ **税務署の受付印**または**税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

- ・ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）でのイ(a3)経營業務の管理責任者を補佐した経験の場合は、P.2-20に記載の③経験年数を確認する書類に代えて②過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類(P.2-18)とします。

□(b1)の常勤役員等の経験の場合

建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者であることを確認する以下の書類。

※ □(c1)(c2)(c3)常勤役員等を直接に補佐する者を置く必要があります。
は確認書類については、P.2-24～2-26をご確認ください。

※□(b1)の経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

※ 各書類について、証明したい期間分が必要です。

【建設業に関し、2年以上役員等を経験したことを証明する書類】

◎ **法人の役員** としての経験の場合（①～③の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

① 営業の実態 ⇒ **法人税の確定申告書**のうち、別表一・決算報告書

※税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ、連続した期間、経験があることとします。

③ 常勤の役員 ⇒ **商業登記簿謄本・閉鎖謄本**（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書）

法人税の確定申告書のうち、役員報酬手当及び人件費等の内訳

※ 就任～重任～退任など役員期間が途切れないように確認します。

◎ **個人事業主** としての経験の場合（①～②の確認できた期間が全て重なる期間が「経験年数」です）

① 営業の実態 ⇒ **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※ 税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は、第二表も必要

② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる **工事の契約書・注文書・請求書等**

※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

【建設業に関し、役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理・労務管理・業務運営)にあった経験を証明する書類】※下記①～③以外に審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

① 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)の証明者が法人の場合のみ

- ・ 証明期間の **法人の組織図** その他これに準ずる書類

★ 役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理・労務管理・業務運営)の **立場**、**経験期間**を記載。

② 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類

- ・ **業務分掌規程、過去の稟議書** その他これらに準ずる書類

③ 「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類

- ・ **人事発令書** その他これらに準ずる書類

④ 役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理・労務管理・業務運営)での経験の在職期間を確認するための書類(a又はbのいずれかの書類)

a **証明者が法人の役員の場合** (以下のいずれかの書類)

- ・ **(年金の)被保険者記録照会回答票** (年金事務所発行)
- ・ **雇用保険被保険者証** (申請時点において継続して雇用されている場合)
- ・ **雇用保険被保険者離職票** (申請時点において離職している場合)

b **証明者が個人事業主の場合**

証明者である個人事業主の補佐経験年数分の **所得税の確定申告書** のうち、**第一表**

事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類

※ 税務署の受付印または税務署の受信通知(電子申告の場合)を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

⑤ 経験年数を確認する書類(経験年数分全て必要)

a **証明者が法人の役員の場合**

- ・ **法人税の確定申告書** のうち、別表一

※ 税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

- 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

b **証明者が個人事業主の場合**

- **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※ 税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

- 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**

※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

注：役員等に次ぐ職制上の地位については、役員等の経験と併せてもよい。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での役員等の経験の場合は、P.2-17のイ(a1)「常勤役員等の経験の場合」に記載の①営業の実態及び②営業の実績の書類に代えて③過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類(P.2-18)とします。

□(b2)の常勤役員等の経験の場合

建設業に関し2年以上、かつこれと合わせて5年以上、役員（建設業以外の業種）であったことを示す資料（イ(a1)同様の確認書類）。

※ **□(c1)(c2)(c3)常勤役員等を直接に補佐する者を置く必要があります。**

(確認書類については、P.2-24~2-26をご確認ください。)

※□(b2)の経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

※ 各書類について、証明者（証明会社）での証明したい期間分が必要です。

【建設業に関し、2年以上役員等としての経験】

P.2-21~2-23の□(b1)に記載の以下の確認書類と同様。

- 建設業に関し、2年以上役員等を経験したことを証明する書類

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での常勤役員等の経験年数を確認する場合は、P.2-17 イ a(1)記載の「常勤役員等の経験の場合」に記載の①営業の実態及び②営業の実績の書類に代えて③過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を確認するための書類（P2-18）とします。

【建設業以外の法人役員・個人事業主経験】

※各書類について、申請者（申請会社）での証明したい期間分が必要です。

◎ 法人の役員 としての経験の場合

常勤の役員 ⇒ **商業登記簿謄本・閉鎖謄本**（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書）

◎ 個人事業主 としての経験の場合

営業の実態 ⇒ **所得税の確定申告書**のうち、第一表

※ 税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）を必ず確認します。

※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は、第二表も必要

□(c1)(c2)(c3)常勤役員等を直接に補佐する者の**経験**の確認書類

申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年以上有したことを確認するための書類

※ 審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

① 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類

- ・ **業務分掌規程、過去の稟議書** その他これらに準ずる書類

② 「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類

- ・ **人事発令書** その他これらに準ずる書類

③ 常勤役員等を直接に補佐する者（職制上の地位）での経験の在職期間を確認するための書類（a又はbのいずれかの書類）

a **証明者が法人の役員の場合**（以下のいずれかの書類）

- ・ **(年金の)被保険者記録照会回答票**（年金事務所発行）
- ・ **雇用保険被保険者証**（申請時点において継続して雇用されている場合）

- **雇用保険被保険者離職票**（申請時点において離職している場合）

b **証明者が個人事業主の場合**

- 証明者である個人事業主の補佐経験年数分の**所得税の確定申告書**のうち、**第一表**

事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類

- ※ **税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。
- ※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

④ 経験年数を確認する書類

a **証明者が法人の役員の場合**

- **法人税の確定申告書**のうち、別表一

- ※ **税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。
- 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**
- ※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

b **証明者が個人事業主の場合**

- **所得税の確定申告書**のうち、第一表

- ※ **税務署の受付印または税務署の受信通知（電子申告の場合）**を必ず確認します。
- ※ 第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
- 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる**工事の契約書・注文書・請求書等**
- ※ 確認できた建設工事と次の建設工事との期間が12ヶ月を超えて空かなければ連続した期間、経験があることとします。

□(c1)(c2)(c3)常勤役員等を直接に補佐する者の現在**の地位の確認書類**

- a 現在常勤役員等を直接に補佐する者（職制上の地位）であることを確認するための書類
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明者が法人の場合のみ）
- 証明期間の**法人の組織図**その他これに準ずる書類（提出書類）
 - ★ 常勤役員等を直接に補佐する者（財務管理・労務管理・業務運営）の**現在の立場**を記載...
 - 現在の地位として、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、

当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う地位にあることを確認します。

※ 審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数を確認する場合は、P.2-25 記載の④経験年数を確認する書類書類に代えて◎過去に建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）での経験を認めるための書類(P.2-18)とします。

【 建設業法施行規則第7条第1号口の常勤役員等の一例 】

経験年数

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

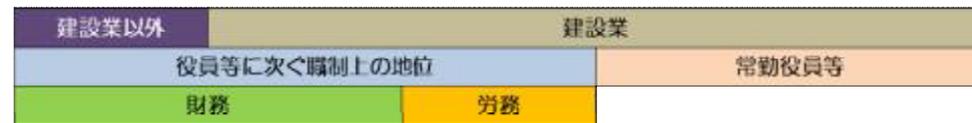


b1 の例

建設業に関し役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理又は業務運営の業務に限る）に5年間（建設業の常勤役員等の経験2年を含む）あった者は条件を満たす。



建設業の常勤役員等の経験が2年に満たない場合は、条件を満たさない。



建設業の経験年数が5年に満たない場合は、条件を満たさない。



建設業の経験年数が5年に満たない場合は、条件を満たさない。



役員等に次ぐ職制上の地位にあっても、財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当していない期間は除外される。



b2 の例

5年以上、常勤役員等（建設業の常勤役員等2年を含む）の経験があれば、建設業であるか否かや、経験してきた業務の内容は問わない。

**** □(b1)の例 **** A さんを経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、証明を行う。(申請月:令和2年10月) A さんは建設会社において、H25.4~H29.7 業務部長として業務運営に携わったのち、H29.8 に取締役就任し現在に至る。尚、A さんを直接補佐する者として B さんが財務管理及び労務管理(経験期間 :H26.10~現在)、C さんが業務運営(経験期間 :H26.9~現在)を行っている。

step1 >> 建設業に関し、2年以上役員等を経験したことを証明する ((Aさん))

提示した確定申告書 : H29.4~R2.3
提示した建設工事の請求書 : H29.8~R2.1 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
提示した謄本 : H29.8 就任~現在に至る
⇒ H29.8~R2.1 の 2年5月 建設業に関し、役員等を経験したことが証明できた

step2 >> 建設業に関し、役員等に次ぐ職制上の立場で業務運営に携わった経験を証明する((Aさん))

提示した確定申告書 : H25.4~H29.3
組織図を提出する : 業務運営の立場(業務部長であること、経験期間(H25.4~H29.7)を記載されていることを確認
(年金)の被保険者記録回答票 : S44.4.1~現在まで在職期間を確認
提示した建設工事の請求書 : H25.4~H29.2 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
⇒ H25.4~H29.2 の 3年10月 申請会社での業務運営に携わった経験を証明できた

step3 >> 申請会社においてBさん及びCさんが直接に補佐する者の経験があることを証明する ((Bさん))

提示した確定申告書 : H25.4~R2.3
提示した建設工事の請求書 : H25.4~R2.3 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
業務分掌規程、人事発令書 : 職務内容が財務管理及び労務管理に該当することと、経験期間(H26.10~現在)を確認
(年金)の被保険者記録回答票 : S59.4.1~現在の申請会社での在職期間を確認
⇒ H26.10~R2.3の 5年5月 申請会社での財務管理及び労務管理に携わった経験を証明できた

((Cさん))

提示した確定申告書 : H25.4~R2.3
提示した建設工事の請求書 : H25.4~R2.3 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
業務分掌規程、人事発令書 : 職務内容が業務運営に該当することと、経験期間(H26.9~現在)を確認
(年金)の被保険者記録回答票 : S57.4.1~現在の申請会社での在職期間を確認
⇒ H26.9~R2.3の 5年6月 申請会社での業務運営に携わった経験を証明できた

step4 >> 申請会社におけるBさん及びCさんが現在直接に補佐する地位にあることを証明する

組織図を提出する : Bさん及びCさんの現在の地位を記載したもの。
⇒ 現在((Bさん))及び((Cさん))が組織体系上及び実態上Aさんとの間に他の者を介在させることなく、Aさんから直接指揮命令を受け業務を行っていることを証明した。

step1より建設業に関し2年以上役員等を経験したこと、step1+step2より 合計:6年3月となるので、Aさんが建設業に関し5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有することを確認できた。また、step3,4より建設業に関し5年以上財務管理及び労務管理業務を経験したBさん及び業務運営を行うCさんの経験及び現在の地位も証明できた。▶▶ **建設業に関し、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)**を満たし、**常勤役員等を直接に補佐する者の経験も確認ができた。**

※ また経験だけではなく、申請時点においても常勤役員等を直接に補佐する者を置いていることが必須。

** □(b2)の例 **

Aさんを経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、証明を行う。(申請月：令和2年10月) Aさんは前職の食品会社で取締役として3年5月の経験をもつ。その後建設業を営む申請会社で取締役に就任し、申請時点で3年が経過している。また、申請会社では、Aさんを直接補佐する者としてBさんが財務管理及び労務管理(経験期間：H26.10～現在)、Cさんが業務運営(経験期間：H26.9～現在)を行っている。

step1 >> 建設業に関し、2年以上役員等を経験したことを証明する ((Aさん))

提示した確定申告書 : H29.4～R2.3
提示した建設工事の請求書 : H29.8～R2.1 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
提示した謄本 : H29.8 就任～現在に至る
⇒ H29.8～R2.1 の 2年5月 建設業に関し、役員等を経験したことが証明できた

step2 >> 前職の食品会社において、役員であった経験を証明する ((Aさん))

提示した謄本 : H25.8 就任～H29.1 退任
⇒ H25.8～H29.1 の 3年5月 前職の食品会社での役員経験を証明できた。

step3 >> 申請会社においてBさん及びCさんが直接に補佐する者であることを証明する

((Bさん))

提示した確定申告書 : H25.4～R2.3
提示した建設工事の請求書 : H25.4～R2.3 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
業務分掌規程、人事発令書 : 業務内容が財務管理及び労務管理に該当することと、経験期間(H26.10～現在)を確認
(年金の)被保険者記録回答票 : S59.4.1～現在の申請会社での在職期間を確認

((Cさん))

提示した確定申告書 : H25.4～R2.3
提示した建設工事の請求書 : H25.4～R2.3 ※ 建設工事と建設工事の間が12ヶ月を超えて空いていない
業務分掌規程、人事発令書 : 業務内容が業務運営に該当することと、経験期間(H26.9～現在)を確認
(年金の)被保険者記録回答票 : S57.4.1～現在の申請会社での在職期間を確認

step4 >> 申請会社におけるBさん及びCさんが現在直接に補佐する地位にあることを証明する

組織図を提出する : Bさん及びCさんの現在の地位を記載したもの。
⇒ 現在 ((Bさん)) 及び ((Cさん)) が組織体系上及び実態上 Aさんとの間に他の者を介在させることなく、Aさんから直接指揮命令を受け業務を行っていることを証明した。

step1 より建設業に関し2年以上役員等を経験したこと、step1+step2 より 合計：5年10月 となり、Aさんが5年以上役員等としての経験を有していることが証明できた。また、step3、4より申請会社において5年以上財務管理及び労務管理業務を経験したBさん及び業務運営を行うCさんの経験及び現在の地位も証明できた。

▶▶ 建設業に関し2年以上、かつこれと合わせて5年以上、役員(建設業以外の業種)であったことを満たし、申請会社の常勤役員等を直接に補佐する者の経験も確認ができた。

◀ ※ また経験だけではなく、申請時点においても常勤役員等を直接に補佐する者を置いていることが必須。>

2 社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況の変更

★ 使用人数のみに変更があった場合は、毎年提出する決算変更届に変更後の使用人数を記載した健康保険等の加入状況（省令様式第7号の3）を添付してください。変更届は不要です。

※ 変更年月日が令和2年10月1日以降のものについて、届出が必要です。

それ以前のものについては届出の必要はありませんが、適用除外の場合を除き保険の加入は必須です。

	変更の事由	書類の名称（提出）	確認書類（提示）
ア	<p>■ 加入の有無に変更が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入⇔適用除外 ・ 加入⇔本店一括適用 <p>※支店の新設又は廃止により変更が生じた場合、支店の新設又は廃止の変更の届出も必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用） ■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2） ■ 健康保険等の加入状況 （省令様式第7号の3） ■ 保険番号の確認書類 （必要書類についてはP.2-30をご確認ください。） 	
イ	<p>■ 営業所の所在地の変更等で事業所番号に変更が生じた場合</p> <p>※営業所の所在地に変更が生じた場合、営業所の変更の届出も必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用） ■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2） ■ 健康保険等の加入状況 （省令様式第7号の3） ■ 保険番号の確認書類 （必要書類についてはP.2-30をご確認ください。） 	

★ 社会保険等加入確認書類について ★

① 健康保険・厚生年金保険 ※ 確認資料については、直近月又は直近分の写しをご提出ください。

- 事業所整理番号・事業所番号の確認できる下記のいずれかの資料

ア 健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・納入告知書 納付書・領収証書の写し ・保険納入告知額・領収済通知書の写し ・社会保険料納入確認（申請）書（受付印のあるもの）の写し ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
イ 組保管掌健康保険に加入の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・（健康保険について）健康保険組合発行の保険料領収証書の写し ・（厚生年金保険について）上記アのいずれか
ウ 国民健康保険に加入の場合
（厚生年金保険について）上記アのいずれか

② 雇用保険 ※ 確認資料については、直近月又は直近分の写しをご提出ください。

- 雇用保険の労働保険番号を確認できる下記のいずれかの資料の写しをご提出下さい。

<ul style="list-style-type: none"> ・「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し ・「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」の写し ・届出時直前の雇用保険料の納付に係る労働保険料等納入証明書（労働局発行のもの） <p>※ 提出の目的が建設業許可に関するものとなっていることを、ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所設置届出後間もなく、保険料の支払いがまだ発生していない場合、下記の工又は才のいずれか1点 工 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用) 才 雇用保険適用事業所設置届 事業主控（提出先での受付済印）
--

＜ 参考 ＞

① 健康保険・厚生年金保険

- 法人又は家族従業員を除く従業員が5人以上の個人事業主の場合は、原則適用事業所になります。
- 健康保険については適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外承認を受けることができます。（全国土木建築国民健康保険組合等）

※ 適用事業所に該当するか判断が必要な場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

[（参考）大阪府年金事務所一覧]

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/osaka/kankatsu_osaka.html

② 雇用保険

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人事業主の別なく雇用保険の適用事業所となります。
- 法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成される事業所の場合、雇用保険は原則適用除外となります。

※ 適用除外・適用対象外になるかの判断については、公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

[（参考）大阪府公共職業安定所（ハローワーク）一覧]

<https://isite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list.html>

3 「専任技術者」の変更(省令様式第8号)

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア</p> <p>■担当業種の変更又は有資格区分の変更</p> <p>※省令様式第8号 項番 61⇒「2」</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■専任技術者一覧表 (省令様式第 1 号別紙 4)</p> <p>■専任技術者証明書 (新規・変更) (省令様式第 8 号)</p> <p>技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの</p> <p>※ただし、有資格区分には変更がなく、担当業種のみ変更の場合は、技術的資格を証する書類の添付は不要です。</p> <p>■ a 実務経験証明書 (省令様式第 9 号)</p> <p>■ b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本</p> <p>■ c 国家資格等の資格を証する書面の写し (ただし、施工管理技士証明書については、有効期間内の原本)</p> <p>■ d 監理技術者資格者証の写し</p> <p>■ e 指導監督的実務経験証明書 (省令様式第 10 号)</p> <p>■ f 登録解体工事講習修了証の写し (解体工事業の専任技術者で講習を修了している場合)</p>	<p>※資格者の要件については、【専任技術者資格要件一覧表 (別表 1 及び別表 2)】 P.6-1~6-18 及び【関連学科一覧表】 P.6-19 を参照してください。</p> <p>■実務経験確認書類 (P.2-40~2-41 を参照)</p>
<p>イ</p> <p>■追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の交代に伴う就任 ・営業所の新設に伴う技術者の就任 <p>※省令様式第8号 項番 61⇒「3」</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■専任技術者一覧表 (省令様式第 1 号別紙 4)</p> <p>■専任技術者証明書 (新規・変更) (省令様式第 8 号)</p> <p>技術的資格を証する以下の書類のうち該当するもの</p> <p>■ a 実務経験証明書 (省令様式第 9 号)</p> <p>■ b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本</p> <p>■ c 国家資格等の資格を証する書面の写し</p> <p>■ d 監理技術者資格者証の写し</p> <p>■ e 指導監督的実務経験証明書 (省令様式第 10 号)</p> <p>■ f 登録解体工事講習修了証の写し (解体工事業の専任技術者で講習を修了している場合)</p>	<p>■常勤性の確認書類 (P.2-49~2-50 を参照)</p> <p>※資格者の要件については、【専任技術者資格要件一覧表 (別表 1 及び別表 2)】 P.6-1~6-18 及び【関連学科一覧表】 P.6-19 を参照してください。</p> <p>■実務経験確認書類 (P.2-40~2-41 を参照)</p>

ウ	<p>■削除</p> <p>・技術者の交代に伴う退任 (交代の者がいる場合)</p> <p>※省令様式第8号 項番61⇒「4」</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(省令様式第22号の2)</p> <p>■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)</p> <p>■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号)</p>	不要
エ	<p>■所属する営業所の変更</p> <p>※省令様式第8号 項番61⇒「5」</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(省令様式第22号の2)</p> <p>■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)</p> <p>■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号)</p>	不要
オ	<p>■氏名を変更した場合</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(省令様式第22号の2)</p> <p>■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)</p> <p>■専任技術者証明書(旧氏名の削除分) (省令様式第8号)</p> <p>■専任技術者証明書(新氏名の追加分) (省令様式第8号)</p>	<p>■戸籍抄本、住民票等(氏名の変更が確認できるもの)</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。</p>
カ	<p>■基準を満たさなくなったことにより削除する場合(交代の者がいない場合)</p> <p>■一部業種、営業所の廃止等に伴う削除 (本社、営業所の専任技術者として在籍しない場合)</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)</p> <p>■届出書(省令様式第22号の3)</p> <p>■廃業届(省令様式第22号の4) (全部廃業する場合は「廃業届」のみ)</p>	不要
キ	<p>■一部業種の廃止に伴う担当、又は所属する営業所の変更 (廃業しない業種について引き続き専任技術者となる場合、及び営業所の廃止等に伴い、他の営業所で引き続き専任技術者になる場合)</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)</p> <p>■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号)</p> <p>■届出書(省令様式第22号の3)</p> <p>■廃業届(省令様式第22号の4)</p>	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細はP.6-24~6-25をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細は P.6-26 をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

【 解体工事業に係る旧「とび・土工事業」の経過措置について 】

解体工事に関して、平成 28 年 6 月 1 日の建設業法施行時点において「とび・土工事業」の許可を受けて、解体工事業を営む業者に対する経過措置は令和元年 5 月 31 日をもって終了しました。

令和元年 6 月 1 日以降に解体工事業を営む場合は、解体工事業に係る許可を受ける必要があります。

また、技術者について、平成 28 年 6 月 1 日に既に「とび・土工事業」の技術者としての要件を満たしている者については、経過措置として令和 3 年 6 月 30 日までの間、解体工事業の技術者とみなしていました。ただし、令和 3 年 7 月 1 日以降は、解体工事業の技術者としての要件を満たす者の配置が必要です。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号
について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

大阪府知事
届出者 大阪建設(株)
代表取締役 大阪 次郎

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。商業登記簿原本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

主交通大臣 許可 (一般) 第 000100 号 令和 01 年 10 月 10 日

法人番号 364000020270008

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	住之江 太郎	大阪 次郎	R3.2.1	建大屋タ内
有資格区分変更の場合				
専任技術者	住之江 太郎	住之江 太郎	R3.2.1	有資格区分の変更
担当業種変更及び技術者追加の場合				
専任技術者	住之江 太郎	住之江 太郎	R3.2.1	建大屋
専任技術者	—	大阪 次郎	R3.2.1	タ内
技術者削除に伴う一部廃業の場合				
専任技術者	住之江 太郎	—	R3.2.1	専任技術者の削除
営業所の業種	建大屋タ内	建大屋	R3.2.1	
一部廃業を伴う場合、省令様式第22号の3及び第22号の4が併せて必要です。				

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7

商号又は名称 3 8

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所所在地市区町村 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所所在地 4 2

郵便番号 4 3 電話番号 10

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

連絡先 所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

専任技術者一覧表

届出時点の専任技術者（本店・支店共に）
を全員記載します。
※変更のあった者のみではありません。

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	オオカバ ショウ 大阪 次郎	建-7 大-7 屋-7 タ-7 内-7	2 0
本店	スミエ 知ウ 住之江 太郎	土-4	0 2
堺営業所	オオテマ コロウ 大手前 五郎	建-7 土-1	3 8 0 1

新たに追加・変更された専任技術者については、変更日から届出日までの常勤性の確認書類の提示を求めます。
(P.2-49~2-50 参照)

新たに追加・変更された資格については、資格者証・免状・卒業証明書・実務経歴証明書等の確認書類の提出を求めます。(P.2-40~2-45 参照)

P.2-42~2-45 の「専任技術者の資格及びコード表」を参照して記載します。

建設工事の種類コード表

○一般建設業の場合

「1」・・・法第7条第2号イ該当
(指定学科を卒業後、一定期間(大学・短大：3年、高校5年)以上の実務経験)

「4」・・・法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)

「7」・・・法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

○特定建設業の場合

「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督的実務経験)

「3」・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)

「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督的実務経験)

「6」・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)

「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当(2年以上の指導監督的実務経験)

「9」・・・法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

実務経験を有する業種を記載します。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工 工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
株式会社建築振興
代表取締役 建設 太郎

証 明 者

実務経験の内容について、工事は1行につき1件を具体的に記載します。それぞれの工事について工事名・工事内容・工期がわかる確認書類の提示が必要です。

実際に雇用された期間を記載します。

技 術 者 の 氏 名	建築 一郎	生年月日	昭和45年1月1日	使用された期	平成11年 8月から 令和2年 12月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社建築振興課				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場従業員	大阪邸外構工事			平成21年5月から平成21年5月まで	
現場従業員	池田邸外構工事			平成22年3月から平成22年4月まで	
現場従業員	邸外構工事			平成23年12月から平成24年2月まで	
現場従業員	松原邸外構工事			平成24年10月から平成24年12月まで	
現場従業員	大東邸外構工事			平成25年12月から平成26年2月まで	
現場従業員	高石邸外構工事			平成27年1月から平成27年2月まで	
現場従業員	1件の工事と工事の期間が12ヶ月を超えて空かない場合、連続して実務経験があることとみなします。 右記の場合 平成21年5月～平成28年9月 計7年4月 平成29年11月～令和2年12月 計3年1月 合計10年5月で10年の実務経験が確認できます。 ※資格+実務経験の場合は、資格取得後の工事が実務経験として認めることができます。			平成27年12月から平成28年1月まで	
現場従業員				平成28年8月から平成28年9月まで	
現場従業員				平成29年11月から平成29年12月まで	
現場従業員				平成30年5月から平成30年6月まで	
現場従業員	和泉邸外構工事			平成30年12月から平成30年12月まで	
現場従業員	忠岡邸外構工事			令和1年8月から令和1年11月まで	
現場従業員	守口邸外構工事			令和2年10月から令和2年12月まで	

当時担当していた役職名を具体的に記載します。

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとし、また、実務の経験の期間は、具体的に工事に携わった経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

ただし、同一人物で経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しません。

なお、電気工事及び消防施設工事については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けていない者の実務経験は、原則、認められません。

記載

1
2

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

※特定建設業の専任技術者で指導監督的実務経験を要する場合のみ必要です。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、とび・土工 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

下記の経験内容の場合合計27ヶ月で2年以上の指導監督的実務経験があることとなります。
H29.2~H29.4は2か月の経験、H29.8~H29.12は4か月の経験となり、各工事期間の積算で2年以上の経験が必要です。

大阪市住之江区南港北6-5-4
大阪建設（株）

証明者 代表取締役 大阪 次郎

被証明者との関係 従業員

技術者の氏名	建築 一郎	生年月日	昭和45年1月1日	使用された期間	平成20年 8月から 令和3年 1月まで
使用者の商号 又は名称	大阪建設（株）				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
大阪建設（株）	55,500千円	工事部長	A地区地盤改良工事	平成29年2月 から 平成29年4月まで	
大阪建設（株）	45,500千円	工事部長	Bビルコンクリート打設工事	平成29年8月 から 平成29年12月まで	
大阪建設（株）	50,000千円	工事部長	Cビル鉄骨組立て工事	平成30年1月 から 平成30年5月まで	
大阪建設（株）	70,000千円	現場責任者	Dビルコンクリート打設工事	平成30年8月 から 平成30年12月まで	
大阪建設（株）	45,500千円	現場責任者	E地区地盤改良工事	平成31年2月 から 令和1年6月まで	
大阪建設（株）	50,000千円	現場責任者	Fビルコンクリート打設工事	令和1年11月 から 令和2年3月まで	
大阪建設（株）	70,000千円	現場責任者	G地区地盤改良工事	令和2年4月 から 令和2年9月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
	千円				
使用者の証明を掲げることができない場合はその理由				合計	年 月

実務経験の内容について、工事は1行につき1件を具体的に記載します。
それぞれの工事について元請・工事名・工事内容・工期・請負金額・技術者が指導監督的立場に就いていたことが分かる確認書類の提示が必要です。

「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い（元請）、その請負代金の額（税込み）が4,500万円（昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいいます。
なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。
「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

記載要
1 一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間が、指導監督的な実務の経験の期間と重複している場合には、当該重複する期間を一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間として算定すると同時に、指導監督的な実務の経験の期間として算定することができます。
1 なお、指導監督的な実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。ただし、経験期間が重複しているものについては二重に計算しません。
2
3
4

★実務経験の確認★

■ 実務経験を要する技術者の場合

実務経験証明書（様式第9号）に記載された内容についての確認（ア及びウ） ⇒ 記載例は **P.2-38 参照**

ア 実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 工事の実績確認書類（建設業許可を受けていない者を含む）での証明の場合（以下の書類）

証明者（証明会社）での、工事の実績を記載した全ての工事について、

工期・工事名・工事内容・請負金額を確認できる書類が必要です。

申請業種についての**工事の契約書・注文書・請求書・内訳書等の書類**で確認します。

※ 証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が **12 か月を超えて**空かなければ連続した期間、経験があることとみなします。

- 過去に実務経験で専任技術者として証明されている者の場合（以下のいずれかの書類）
 - ・ 建設業許可申請書の一部（受付印のある表紙及び実務経験証明書（様式第9号））
 - ・ 変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験証明書（様式第9号））
- 建設業の許可を受けていた建設業者（現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。）において実務経験で専任技術者として証明されていない者の場合（以下のいずれかの書類）
 - ・ 建設業許可申請書の一部（受付印のある表紙及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
 - ・ 変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書（様式第9号））
 - ・ 決算変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験年数の証明期間に相当する工事経歴書（様式第2号））

■ 指導監督的な実務経験を要する技術者の場合

指導監督的実務経験証明書（様式第10号）に記載された内容についての確認できる書類（イ及びウ）

⇒ 記載例は **P.2-39 参照**

イ 指導監督的実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 過去に指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明されている者の場合（以下のいずれかの書類）
 - ・ 建設業許可申請書の副本の一部（受付印のある表紙及び指導監督的実務経験証明書（様式第10号））
 - ・ 変更届の一部（受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び指導監督的実務経験証明書（様式第10号））
- 初めて指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明される者の場合（以下の書類）
 - ・ 指導監督的実務経験の年数分の建設工事の内容、**元請、請負金額（4500万円以上）及び工事期間（期間の合計が2年以上）**が確認できる工事契約書、注文書等

■ 実務経験・指導監督的実務経験を要する技術者（共通）

ウ 実務経験・指導監督的実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については原則不要とします。

- (年金の)被保険者記録照会回答票
- 雇用保険被保険者証(申請時点において継続して雇用されている場合)
- 雇用保険被保険者離職票(申請時点において離職している場合)
- 証明者が個人事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表+専従者給与欄又は給与支払者欄に内訳・氏名の記載がある書類
 - ※税務署の受付印または税務署の受信通知(電子申告の場合)を必ず確認します。
 - ※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
- 証明者の印鑑証明書(3か月以内のもの)

専任技術者等の資格及びコード表

電気・消防施設はこの限りではありません。(P2-21注5参照)

	コード	資格区分	実務経験年数	建設業の種類
	01	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業者)	大卒3年・高卒5年	
	02	法第7条第2号ロ該当	10年	
	03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)大臣認定を有する者		
	04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)大臣認定を有する者		
建設業法	11	1級建設機械施工技士		土・と・ほ
	1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)		土・と・ほ・解
	12	2級建設機械施工技士(第1~6種)		土・と・ほ
	1B	2級建設機械施工技士(第1~6種)(附則第4条該当)		土・と・ほ・解
	13	1級土木施工管理技士	※1	土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)		土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	14	2級土木施工管理技士(土木)	※1	土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	1D	2級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)		土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	15	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		塗
	16	2級土木施工管理技士(薬液注入)		と
	1E	2級土木施工管理技士(薬液注入)(附則第4条該当)		と・解
	20	1級建築施工管理技士	※1	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
	2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)		建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解
	21	2級建築施工管理技士(建築)	※1	建・解
	22	2級建築施工管理技士(躯体)	※1	大・と・タ・鋼・筋・解
	2B	2級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)		大・と・タ・鋼・筋・解
	23	2級建築施工管理技士(仕上げ)		大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具
	27	1級電気工事施工管理技士		電
	28	2級電気工事施工管理技士		電
	29	1級管工事施工管理技士		管
	30	2級管工事施工管理技士		管
	31	1級電気通信工事施工管理技士		通
	32	2級電気通信工事施工管理技士		通
	33	1級造園施工管理技士		園
34	2級造園施工管理技士		園	
建築士法	37	一級建築士		建・大・屋・タ・鋼・内
	38	二級建築士		建・大・屋・タ・内
	39	木造建築士		大
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)		土・と・電・ほ・し・園・解
	4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)		土・と・電・ほ・し・園・解
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		土・と・電・鋼・ほ・し・園・解
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)		土・と・電・鋼・ほ・し・園・解
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		土・と
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)		土・と・解
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)		電・通
	45	機械・総合技術監理(機械)		機
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)		管・機
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)		管・水
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)		管・井・水
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		土・と・し
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)		土・と・し・解
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)		園
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		土・と・園
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		土・と・園・解
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		管
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		管・水	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		管・水・清	
電気工事士法 電気事業法	55	第1種電気工事士		電
	56	第2種電気工事士	3年	電
	58	電気主任技術者(第1~3種)	5年	電
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年 ※10	通
	35	工事担任者 ※9	3年 ※10	通

	コード	資格区分	実務経年数	建設業の種類
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年	管
消防法	68	甲種消防設備士		消
	69	乙種消防設備士		消
職業能力開発促進法 ※2	71	建築大工（1級） 建築大工（2級）	3年	大
	64	型枠施工（1級）		大・と
		型枠施工（2級）	3年	大・と
	6B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）		大・と・解
		型枠施工（2級）（附則第4条該当）	3年	大・と・解
	72	左官（1級）		左
		左官（2級）	3年	左
	57	とび・とび工（1級）		と・解
		とび・とび工（2級）	3年	と・解
	5B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）		と・解
		とび・とび工（2級）（附則第4条該当）	3年	と・解
	73	コンクリート圧送施工（1級）		と
		コンクリート圧送施工（2級）	3年	と
	7A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）		と・解
		コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）	3年	と・解
	66	ウェルポイント施工（1級）		と
		ウェルポイント施工（2級）	3年	と
	6C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）		と・解
		ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）	3年	と・解
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）		管
		冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）	3年	管
	75	給排水衛生設備配管（1級）		管
		給排水衛生設備配管（2級）	3年	管
	76	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（1級）		管
		配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工（2級）	3年	管
	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		管・屋・板
		建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年	管・屋・板
	77	タイル張り・タイル張り工（1級）		タ
		タイル張り・タイル張り工（2級）	3年	タ
	78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		タ
		築炉・築炉工（2級）	3年	タ
	79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		石・タ
		ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年	石・タ
	80	石工・石材施工・石積み（1級）		石
		石工・石材施工・石積み（2級）	3年	石
	81	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」）・製罐（1級）		鋼
鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」）・製罐（2級）		3年	鋼	
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（1級）		筋	
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方）（2級）	3年	筋	
83	工場板金（1級）		板	
	工場板金（2級）	3年	板	
84	板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（1級）		屋・板	
	板金（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）・建築板金・板金工（屋根工事業については選択科目「建築板金作業」）（2級）	3年	屋・板	
85	板金・板金工・打ち出し板金（1級）		板	
	板金・板金工・打ち出し板金（2級）	3年	板	
86	かわらぶき・スレート施工（1級）		屋	
	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年	屋	
87	ガラス施工（1級）		ガ	
	ガラス施工（2級）	3年	ガ	
88	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		塗	
	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年	塗	
89	建築塗装・建築塗装工（1級）		塗	
	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年	塗	
90	金属塗装・金属塗装工（1級）		塗	
	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年	塗	

	コード	資格区分	実務経年数	建設業の種類
職業能力開発促進法 ※2	91	噴霧塗装（1級）	3年	塗
		噴霧塗装（2級）		塗
	67	路面標示施工		塗
	92	畳製作・畳工（1級）	3年	内
		畳製作・畳工（2級）		内
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	3年	内
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）		内
	94	熱絶縁施工（1級）	3年	絶
		熱絶縁施工（2級）		絶
	95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	3年	具
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）		具
	96	造園（1級）	3年	園
造園（2級）		園		
97	防水施工（1級）	3年	防	
	防水施工（2級）		防	
98	さく井（1級）	3年	井	
	さく井（2級）		井	

	61	地すべり防止工事 ※3	1年	と・井
	6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	1年	と・井・解
	40	基礎ぐい工事 ※4		と
	62	建築設備士 ※5	1年	電・管
	63	計装 ※6	1年	電・管
	60	解体 ※7		解

基幹技能者 ※8	36	登録電気工事基幹技能者	10年 ※8	電・通
		登録橋梁基幹技能者		と・鋼
		登録造園基幹技能者		園
		登録コンクリート圧送基幹技能者		と
		登録防水基幹技能者		防
		登録トンネル基幹技能者		と
		登録建設塗装基幹技能者		塗
		登録左官基幹技能者		左
		登録機械土工基幹技能者		と
		登録海上起重基幹技能者		し
		登録P C基幹技能者		と・筋
		登録鉄筋基幹技能者		筋
		登録圧接基幹技能者		筋
		登録型枠基幹技能者		大
		登録配管基幹技能者		管
		登録鷹・土工基幹技能者		と
		登録切断穿孔基幹技能者		と
		登録内装仕上工事基幹技能者		内
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者		具
		登録エクステリア基幹技能者		と・石・タ
		登録建築板金基幹技能者		屋・板
		登録外壁仕上基幹技能者		左・塗・防
		登録ダクト基幹技能者		管
		登録保温保冷基幹技能者		絶
		登録グラウト基幹技能者		と
		登録冷凍空調基幹技能者		管
		登録運動施設基幹技能者		と・舗・園
		登録基礎工基幹技能者		と
		登録タイル張り基幹技能者		タ
		登録標識・路面標示基幹技能者		と・塗
		登録消火設備基幹技能者		消
		登録建築大工基幹技能者		大
		登録硝子工事基幹技能者		ガ
		登録土工基幹技能者		と
		登録ALC基幹技能者		タ
		登録解体基幹技能者		解
登録発破・破碎基幹技能者	と			
登録ウレタン断熱基幹技能者	絶			
登録圧入工基幹技能者	と			
登録送電線工事基幹技能者	と・電			
登録さく井基幹技能者	井			

コード	資格区分	実務経験年数	建設業の種類
99	その他（建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（S47.3.8建設省告示第352号）の第3号に該当		

- ※1： 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）の資格を有する者で、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※2： 技能士（2級）を平成16年3月31日までに取得している場合の実務経験は1年です。
 - ： 配管・・・選択科目が「建築配管作業」とするものに限られます。
 - ： 鉄工・・・選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
 - ： 鉄筋施工・・・選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 - ： 板金・板金工・・・屋根工事業の有資格者として認められるのは、板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 - ： 木工・・・選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（上記は、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）の改正後の資格取得に限ります。）
- ※3： 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- ※4： 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
- ※5： 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- ※6： 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- ※7： 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- ※8： 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。
- ※9： 令和3年4月1日以後に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第73条第1項の工事担任者試験に合格し、同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程を終了し、又は同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の規定による認定を受けた者について、適用されます。
- ※10： 実務経験は資格者証の交付後のものが必要になります。

4 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア ■交代及び支店等の新設により就任する場合</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■ a 誓約書 (省令様式第 6 号)</p> <p>■ b 登記されていないことの証明書 (発行日から 3 か月以内の原本)</p> <p>※「登記されていないことの証明書」に代えて、「<u>診断書</u>」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■ c 市町村の長の証明書 (発行日から 3 か月以内の原本)</p> <p>ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票 (国籍、氏名 (通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本) (発行日から 3 か月以内の原本) を添付してください。</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</p> <p>■ d 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の調書 (省令様式第 13 号)</p> <p>※ a~d は、役員が新たに支店長等を兼ねる場合、既に支店長であったものが別の支店に交代する場合は不要です。</p> <p>■建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (省令様式第 11 号)</p> <p>※支店の新設・追加がある場合</p> <p>■変更届出書 (第二面) (省令様式第 22 号の 2)</p>	<p>不要</p>
<p>イ ■交代及び支店等の廃止により退任する場合</p>	<p>■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2)</p> <p>■建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表</p> <p>※支店の廃止がある場合</p> <p>■変更届出書 (第二面) (省令様式第 22 号の 2)</p>	<p>不要</p>

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号) を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細は P.6-26 をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承ください。

令3使用人変更の場合の記載例

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係） (用紙A4)
00006

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) { 建設業法第7条第2号 } に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

届出者 大阪市住之江区南港北1-14-16
 大阪建設(株)
 代表取締役 大阪 太郎

許可年月日 第 0000100 号 令和 01 年 10 月 10 日

法人番号 364000020270008

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。商業登記簿謄本の会社法人等番号（12桁）の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

変更年月日を必ず記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
支店の新設の場合				
支店新設		堺営業所	R.1.5.10	
令3使用人		大阪 四郎	R.1.5.10	
専任技術者		住之江 太郎	R.1.5.10	建大屋
令3使用人の変更の場合				
令3使用人の変更	大阪 四郎	大阪 五郎	R.1.5.10	
専任技術者の変更を伴う場合、P.2-31~2-32の各書類が併せて必要です。		支店の新設・廃止・業種の変更を伴う場合、P.3-1~3-3の各書類が併せて必要です。		

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	氏 名
堺営業所	支店長	天 ^{アマツ} 阪 ^{イサ} 四 ^{シロ} 郎 ^{ロウ}

★ 常勤性の確認★

対象となる者

- 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）
- 常勤役員等を直接に補佐する者
- 専任技術者

確認書類の組み合わせ （書類の詳細は、P2-50の「常勤性の確認書類一覧表」で確認してください。）

- 対象者が法人の役員又は従業員の場合 1又は2の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては2の書類）
- 対象者が個人事業主の場合 3の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては4及び6の書類）
- 対象者が個人事業の専従者の場合 3及び5の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては5及び6の書類）
- 対象者が個人事業の従業員の場合 1又は2の書類
（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあつては、2又は5及び6の書類）

注1 役員就任直後又は従業員として雇用直後の者にあつては、次のとおりとします。

- ・ 役員就任直後の場合 7及び10の書類
（ただし、役員就任後3か月目の報酬が未支給の方にあつては8及び10の書類）
- ・ 従業員として雇用直後の場合 7及び10の書類
（ただし、雇用後3か月目の賃金が未支給の方にあつては9及び10の書類）

注2 対象者が次に該当する場合は、以下の書類が別途必要になります。

- ・ 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者の方は後期高齢者医療制度被保険者証
 - ・ 出向者の方は出向協定書及び出向辞令
 - ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の方又は給与の額が大阪府の地域別最低賃金（月額10万円を目安額とします）を下回る方であつて、かつ代表者又は代表者と生計を一にする方は、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類
- ※ 法人の役員についても同様に確認します。
- ※ 住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類については同一の期間で確認させていただく必要があります。（法人で12月決算以外の場合には確定申告書を2年分求めることとなりますので、あらかじめご了承ください。）

注3 他社（者）において常勤または専任を要する業務に従事している場合、重複しての確認はできませんので、ご注意願います。例えば、経營業務の管理責任者及び専任技術者は、宅建業での、代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士と兼務することができません。ただし、同一法人（個人事業は除く）で、同一場所で勤務する場合に限り、兼務は可能です。

※住民票の住所と実際の居所が異なる場合等は、別途確認書類の提示を求めます。

常勤性の確認書類一覧表

番号	確 認 書 類
1	健康保険被保険者証（申請時において有効なもの） ＋健康保険被保険者標準報酬決定通知書（直近年のもの）※健康保険被保険者証が事業所名のない建設国保等の場合は、別途建設国保等の加入証明書も必要です。
2	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） ＋住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）※双方とも直近年のものがが必要です。
3	国民健康保険被保険者証（申請時において有効なもの）
4	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
5	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表 ＋事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。
6	市町村の長が発行する住民税課税証明書（直近年のもの）
7	直前3か月分の賃金台帳等
8	役員報酬に関する役員会議事録
9	雇用契約書又は労働条件明示書（給与額が確認できるもの）
10	住民税特別徴収切替申請書（市町村の受付印のある控え）

☆住民票の住所と実際の居所が異なる場合等の確認書類（例）

※居所について、対象者名義の公共料金の領収書・請求書・契約書

※対象者が、居所を使用していることがわかる貸主からの賃貸契約書や承諾書

☆居所から営業所まで、通勤に1時間半以上かかるとされる場合の確認書類（例）

※居所の最寄り駅から営業所の最寄り駅までの6か月以上分の通勤定期券

5 欠格要件の場合

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア ■法人の役員等、支店長等及び個人事業主、支配人が、欠格要件に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■届出書 (省令様式第 22 号の 3) ※一部廃業の場合は廃業届 (省令様式第 22 号の 4) も必要 	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号)を添付してください。

(詳細は P.6-24~6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

欠格要件(「許可申請の手引き」P.2-32~2-36 も併せて確認して下さい。)

許可を受けようとする者が次のアからスまでのいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていない場合、基準に適合しているものとして取り扱います。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者

ウ 法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から 5 年を経過しないもの

エ ウに規定する期間内に法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ウの通知の前日 60 日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

オ 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

カ 許可を受けようとする建設業について、法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

キ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ク 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(スにおいて「暴力団員等」という)

コ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

サ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

シ 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからコまでのいずれかに該当する者(イに該当する者についてはその者が法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

ハ 個人で一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからコまでのいずれかに該当する者(イに該当する者についてはその者が法第 29

条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。) のあるもの

セ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

1 「営業所(本店・支店)」の変更

	変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア	<p>■ 営業所を移転した場合</p> <p>※営業所の移転、支店の移転に伴い、社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の事業所番号に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>■ 商業登記簿謄本 （発行日から3か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。ただし、登記内容に変更がない場合は不要です。）</p> <p>■ 営業所概要書 （建物の全景、事務所入口（看板、表札、ポスト等）、事務所内部（固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票）が判別できる写真。自己所有または賃貸借等の記載。）</p> <p>※支店の移転の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	不要
イ	<p>■ 営業所の電話番号を変更した場合</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>※支店の変更の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	不要
ウ	<p>■ 営業所所在地の住居表示が変更になった場合</p>	<p>■ 変更届の表紙（大阪府用、届出者用）</p> <p>■ 変更届出書（第一面） （省令様式第22号の2）</p> <p>■ 商業登記簿謄本 （発行日から3か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。登記内容に変更がない場合は不要です。）</p> <p>※支店の変更の場合は下記も併せて必要</p> <p>■ 変更届出書（第二面） （省令様式第22号の2）</p>	■ 新住居表示通知書等

	変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
工	<p>■支店等の新設 (同時に、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更の手続が必要となります。)</p> <p>※専任技術者は、P.2-31～2-45を、建設業法施行令第3条に規定する使用人はP.2-46を参照</p> <p>※支店の新設に伴い、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。) ■営業所概要書 (建物の全景、事務所入口(看板、表札、ポスト等)、事務所内部(固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票)が判別できる写真。自己所有または賃貸借等の記載。) 	不要
オ	<p>■支店等の廃止 (同時に、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の削除の手続が必要となります。)</p> <p>※支店の廃止に伴い、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況に変更がある場合は、社会保険の変更届の提出が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。) 	不要
カ	<p>■営業所の業種の変更</p> <p>(同時に、専任技術者の変更の手続が必要となります。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2) 	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。
(詳細はP.6-24～P.6-25をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など）を提示してください。（詳細はP.6-26をご確認ください。）

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

☆営業所の要件確認等

営業所（本店・支店）について新設・変更する場合、以下の事務所の使用権利関係を確認するための記載が必要です。また、支店等を設置する場合は、支店ごとの確認が必要です。

ただし、疑義が生じた場合には、変更事項がなくても、確認書類の提示を求めることがあります。

■ 営業所概要書

- 常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者、専任の技術者、政令第3条に定める使用人（支店長等）が常勤する勤務場所等を確認するためのものです。
- 申請直前の3か月以内に撮影したカラー写真4枚程度（建物の全景、事務所入口（看板、表札、ポスト等）、事務所内部（固定電話、事務機器、机等什器備品）が判別できるもの）を写真貼付用紙に貼付してください。
- 有効な許可がある場合は建設業許可票（内容が全て把握できるように拡大したもの）も併せて貼付してください。

様式第1号(第2条関係)

営業所概要書		(1枚目)
営業所の名称	本店	← 営業所名（本店、営業所名）を記載します。
所在地	大阪府大阪市住之江区南港北6-5-4	← 所在地（住所）を記載します。
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	← 電話番号を記載します。
権利確認	①. 申請者（役員等を含む。）所有 ②. 賃貸借 ③. その他（ ）	← いずれかの権利確認を記載します。
1 建物の全景	令和3年6月10日撮影	
【作成要領】		
1 主たる営業所及び従たる営業所のそれぞれについて、申請日又は届出日前3か月以内に撮影した写真をこの台紙に貼付してください。		
2 写真は、カラーとします。（デジタルカメラにより撮影した写真も可）		
3 営業所が現実には営業していることを確認できる写真を添付してください。確認が困難な場合は、必要に応じて追加の写真又は建物の見取図等の添付を求めることがあります。		
2 事務所の看板等	令和3年6月10日撮影	

例えば、関連会社や株主が所有・賃貸借の場合で、同居承諾や使用承諾により、事務所要件を満たしている場合は、1または2及び3に○をして、3.その他（同居承諾や使用承諾）と記載します。

また、物件は賃貸借であるが、「居住のみ」とされている場合は、2に○をして、3.その他（使用承諾）と記載し、事務所要件を満たしていることを確認します。

3.その他（ ）のみは、「プレハブ」など1、2には全く該当していない場合に記載します。

※権利関係の記載に加えて、必要に応じて、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書又は使用承諾書等の提示を求め場合があります。

2 「商号又は名称」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア ■法人の商号又は名称に変更があった場合 ■有限会社が株式会社に組織変更した場合	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。)	不要
イ ■個人事業の屋号又は名称に変更があった場合	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ※商号を登記している場合のみ必要 ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。)	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号)を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など) を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

3 「資本金」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
ア ■資本金額を増資又は減資した場合 株主等*に変更が生じた場合は、 株主等の変更の手続きが必要です。 P.3-8 参照	■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■商業登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの)	不要

※株主等とは、

「法人でかつ株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」をいいます。

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号)を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など) を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

営業所・商号・資本金変更の場合の記載例

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)

00006

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 {建設業法第15条第2号}

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入ください。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。

令和 年 月 日

大阪市住之江区南港北1-14-16
 大阪建設(株)
 届出者 代表取締役 大阪 太郎

許可年月日

許可番号 3527 知事許可(特-01)第0001000号 令和01年10月10日

法人番号 364000020270008

変更年月日を必ず記載します。

項目	変更前	変更後	変更年月日	備考
本店	大阪市住之江区南港南9-5-4	大阪市住之江区南港北1-14-16	R3.2.20	
郵便番号	559-0032	559-8555	R3.2.20	
電話番号	06-6941-0001	06-6941-0351		
商号	南港建設(株)	大阪建設(株)	R3.2.20	
資本金	10,000千円	25,000千円	R3.2.20	

支店についての変更を伴う場合、省令様式第22号の2(第二面)も併せて必要です。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 オ オ サ カ ケ ン セ ツ

商号の変更がある場合はこちらも記載します。

商号又は名称 38 大 阪 建 設 (株)

営業所の変更がある場合は変更箇所について記載します。

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村 41 27125 都道府県名 大阪府 市区町村名 大阪市住之江区

主たる営業所の所在地 42 南 港 北 1 - 1 4 - 1 6

郵便番号 43 559-8555 電話番号 06-6941-0351

資本金額又は出資総額 44 25000 (千円)

資本金の変更がある場合はこちらも記載します。

連絡先 所属等 氏名 電話番号
 ファックス番号

4 「法人の役員等(株主等を除く)」の変更

<p>ア</p>	<p>■役員等の就任があった場合</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、届出者用） 変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2）</p> <p>■役員等の一覧表 （省令様式第 1 号 別紙 1）</p> <p>■ a 誓約書（省令様式第 6 号）</p> <p>■ b 登記されていないことの証明書 （発行日から 3 か月以内の原本）</p> <p>※「<u>登記されていないことの証明書</u>」に加えて、「<u>診断書</u>」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■ c 市町村の長の証明書 （発行日から 3 か月以内の原本）</p> <p>ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票（国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できる本人の抄本）（発行日から 3 か月以内の原本）を添付してください。</p> <p>■ d 許可申請者の調書 （省令様式第 12 号）</p> <p>※<u>住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</u></p> <p>※ a～d の書類は、取締役であった者が代表取締役就任する場合又はその逆の場合（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が身分を継続しながら新たに役員等に就任する場合を含む。）は不要です。</p> <p>※ a～c の書類は、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人が新たに役員に就任する場合は不要です。</p> <p>■商業登記簿謄本 （発行日から 3 か月以内の原本で、就任等の事実が記載されているもの）</p> <p>※ b～c および商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。</p>	<p>不要</p>
<p>イ</p>	<p>■役員等の辞任、退任等があった場合</p> <p>（当該役員が常勤役員等（経營業務の管理責任者）であった場合は、</p>	<p>■変更届の表紙（大阪府用、届出者用） 変更届出書（第一面） （省令様式第 22 号の 2）</p> <p>■役員等の一覧表 （省令様式第 1 号別紙 1）</p> <p>■商業登記簿謄本</p>	<p>不要</p>

	同時に、変更手続きが必要となります。) P.2-1~P.2-3 参照	(発行日から3か月以内の原本で、辞任、退任等の事実が記載されているもの) ※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。	
ウ	■役員等の氏名を変更した場合 (当該役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者)であった場合は、同時に、変更手続きが必要となります。) P.2-1~P.2-3 参照	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、氏名の変更の事実が記載されているもの) ※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その他いかなる名称を有する者かを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有する者は不要です。	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

5 「株主等」の変更(覚知してから30日以内の届出)

変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア ■新たに株主等※に該当した場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■誓約書(省令様式第6号) ■許可申請者の調書 (省令様式第12号) ■株主(出資者)調書 (省令様式第14号)	不要
イ ■保有株式が100分の5未滿となり、株主等※に該当しなくなった場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■役員等の一覧表 (省令様式第1号 別紙1) ■株主(出資者)調書 (省令様式第14号)	不要

役員の変更の場合の記載例

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 **（法人の役員等）** の住所、生年月日等に関する調査書

該当箇所以外を消してください。

住所	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16-101		
氏名	大阪 三郎	生年月日	昭和55年 10月 7日生
役名等	取締役		
年月日	賞罰の内容		
	なし		
罰	賞罰欄も必ず記載して下さい。行政処分のみだけではなく、刑事罰等についても記載します。 ※賞罰がない場合は必ず「なし」と記載します。		
	氏名 大阪 三郎		

記載要領

- 「法人の役員等（~~本 人~~ ~~法 定 代 理 人~~ ~~法 定 代 理 人 の 役 員 等~~）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の総決議の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

株主の変更の場合の記載例

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
大阪 太郎	大阪府堺市南区和田1-1-1	500株
大阪 結衣	大阪府大阪市阿倍野区松崎町9-9-9	500株

株主等の変更の場合の記載例

様式第十二号（第四号関係）

許可申請者 （ 法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ） の住所、生年月日等に関する調書

顧問・相談役・株主等の場合、賞罰の記載・署名は不要です。

住 所	大阪府大阪市阿倍野区南港北1-14-16-202		
氏 名	大阪 花子	生 年 月 日	昭和60年 3月 22日生
役 名 等	株主等		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名	

記載要領

- 「（法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
（申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております）

【対面相談】

（申請書類事前チェックサービスコーナー）
場 所：建築振興課 申請会場内
相談日：月曜日～金曜日
 （祝日・年末年始を除く）
時 間：午前9時30分～午後5時
**※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。**

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735
代表電話：06-6941-0351
 （内線 3089・3090）
時 間：午前9時～午後6時
**※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了承ください。**

6 「支配人・個人事業主」「支配人の氏名」の変更

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
<p>ア ■支配人が交代した場合</p> <p>(同時に、常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更手続きが必要となります。)P.2-1~P.2-3 参照</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■誓約書(省令様式第6号)</p> <p>■登記されていないことの証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>※「登記されていないことの証明書」に加えて、「診断書」の提出が必要となる場合があります。</p> <p>■市町村の長の証明書 (発行日から3か月以内の原本)</p> <p>ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票(住所、国籍、氏名(通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本)(発行日から3か月以内の原本)を添付してください。</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないものを提出して下さい。</p> <p>■建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(省令様式第11号)</p> <p>■支配人登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、支配人登記の事実が記載されているもの)</p>	<p>不要</p>
<p>イ ■個人事業主、支配人の氏名を変更した場合</p> <p>(同時に、常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更手続きが必要となります。)P.2-1~P.2-3 参照</p>	<p>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</p> <p>■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)</p> <p>■支配人登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、支配人の氏名の変更登記の事実が記載されているもの)</p>	<p>■戸籍抄本、住民票等(氏名の変更が確認できるもの)</p> <p>※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。</p>

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

7 廃業した場合

変更の事由	書類の名称 (提出)	確認書類 (提示)
■一部の業種を廃業した場合 (一部廃業)	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■変更届出書 (第一面) (省令様式第 22 号の 2) ■届出書 (省令様式第 22 号の 3) ■廃業届 (省令様式第 22 号の 4) <p>※「経営」削除で一部廃業するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ■役員等の一覧表 (省令様式第 1 号別紙 1) <p>※「専技」削除で一部廃業するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ■専任技術者一覧表 (省令様式第 1 号別紙 4) 	不要
■全部の業種を廃業した場合 (全部廃業)	<ul style="list-style-type: none"> ■変更届の表紙 (大阪府用、届出者用) ■廃業届 (省令様式第 22 号の 4) 	■下記記載※

※廃業届 (省令様式第 22 号の 4) のうち、備考欄「廃業年月日」「廃業の理由」について誤りがあった場合においても、再度提出が必要です。

■ ※届出事由、届出者及び確認書類

届出事由	届出者	確認書類
1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本
2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本
3 法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる商業登記簿謄本又は裁判所命令書、破産管財人の印鑑証明書
4 2及び3以外の事由による法人の解散	清算人 (代表清算人)	商業登記簿謄本
5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類 (運転免許証、健康保険証等)

※確認書類については提出 (写し) を求める場合があります。

※郵送及び投函での届出の際は、確認書類をご同封ください。

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第 2 号) を添付してください。

(詳細は P.6-24~P.6-25 をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など) を提示してください。(詳細は P.6-26 をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承ください。

一部廃業（支店廃止）の場合の記載例

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
000006

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- { (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者建設業法第15条第2号) }

について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

大阪市住之江区南港北6-5-4
大阪建設(株)
届出者 代表取締役 大阪 次郎

許可年月日
令和 01 年 10 月 10 日
第 00001000 号

法人番号 364000020270008

変更年月日を必ず記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
一部廃業の場合	一部廃業する前の業種を記載します。	一部廃業した後の業種を記載します。		
業種	建大屋タ内	建大屋	R3.2.20	
一部廃業で経営又は専技の削除を伴う場合				
専任技術者	大阪 次郎	—	R3.2.20	
経営業務の管理責任者等	住之江 五郎	—	R3.2.20	
支店を廃止する場合				
支店の廃止	大阪営業所	—	R3.2.20	
支店の業種	建大屋タ内		R3.2.20	支店を廃止する場合は、 変更届出書（第二面）も必要です。
専任技術者	大阪 次郎		R3.2.20	
令3使用人	住之江 五郎		R3.2.20	

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
000008

届出書

下記のとおり、

- { (1)建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった (2)建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった (3)専任の技術者を削除した (4)欠格要件に該当するに至った }

ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長

大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪建設(株)
届出者 代表取締役 大阪 太郎

「専任技術者」を削除することによって「一部廃業」する場合にのみ記載します。
※全業種について、後任者がいる場合は不要です。

「経営業務の管理責任者」を削除することによって「一部廃業」する場合にのみ記載します。
※全業種について、後任者がいる場合は不要です。

許可番号 5127 知事許可(特-01)第 00001000 号 令和 01 年 10 月 10 日

(1)建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 52 住之江 五郎

生年月日 S 28 年 05 月 13 日

削除する「専任技術者」が担当していた業種を全て記載します。
※一部廃業しない業種も含めます。

(2)建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 百香鳥 梅

生年月日 S 59 年 02 月 26 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 建大屋タ内

第4章 決算終了後4か月以内の届出

決算等に関する届出

法人	個人	書類の名称 (書類の番号等)	備考
●	●	■決算変更届の表紙 (大阪府用、届出者用)	
●	●	■変更届出書 (府規則様式第3号)	
●	●	■工事経歴書 (省令様式第2号)	
●	●	■直前3年の各事業年度における工事施工金額 (省令様式第3号)	
●	●	■使用人数 (省令様式第4号)	変更があった場合に提出してください。
●	●	■建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (省令様式第11号)	
●	—	■定款の写し	
●	—	■貸借対照表 (省令様式第15号)	
●	—	■損益計算書、完成工事原価報告書 (省令様式第16号)	
●	—	■株主資本等変動計算書 (省令様式第17号)	
●	—	■注記表 (省令様式第17号の2)	
●	—	■附属明細書 (省令様式第17号の3)	資本金の額が1億円超であるもの又は直前決算の貸借対照表の負債の合計額が200億円以上である株式会社のみ必要です。
●	—	■法人事業税納税証明書 (3か月以内発行の原本)	大阪府税事務所にて交付を受けてください。
●	—	■事業報告書 (サンプル様式)	株式会社のみ提出してください。
—	●	■貸借対照表 (省令様式第18号)	
—	●	■損益計算書 (省令様式第19号)	
—	●	■個人事業税の納税証明書 (3か月以内発行の原本)	
		<p>注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納税証明書は8月末までは大阪府内の各府税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。</p> <p>注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印のある第一表の写しを添付してください。</p> <p>注3 9月以降に提出する場合は、大阪府内の各府税事務所にて個人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。</p> <p>※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。</p>	
●	●	■健康保険等の加入状況 (省令様式第7号の3)	従業員数のみの変更があった場合に届出が必要です。(社会保険、雇用保険の加入状況に変更があった場合は、社会保険の変更届が必要です)

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細はP.6-24~P.6-25をご確認ください。)

☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。

☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補

助者証など)を提示してください。(詳細はP.6-26をご確認ください。)

※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、ご了承下さい。

大阪府知事提出用

変更により、書類を添付している場合のみ「○」をす

決算変更届

(事業年度経過後の届出書)

届出事項			
1	2	3	4
決算	使用人数	定款	健康保険等の加入状況(従業員数)

事業年度 自 (令和3年4月1日)
至 (令和4年3月31日)

許可年月日	令和1年10月10日
許可番号	大阪府知事 許可 (般 — 1) 第 0 0 0 1 0 0 号

受付担当者	
-------	--

該当する方に「○」をする。

経営事項審査申請の有無	
<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無

〒 5 5 9 - 8 5 5 5

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

商号又は名称 大阪建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 大阪 次郎

電話 06-6941-0351 番

担当者・申請代理人

行政書士 建設 花子

電話 06-6210-9735 番

届出される方について本人確認書類の提示が必要です。
提示がない場合は、審査及び受付は行いません。

必ず日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。

第5章 届出の綴り方

届出書類は、下記のとおり2冊に綴じて届出をして下さい。
 (大阪府提出用・届出者控え用それぞれに2冊綴じですので、計4冊となります。)



必要な届出書類については、P.2-1 以降をご覧ください。また、届出書類と別に各種確認書類が必要です。
 なお、変更届における閲覧に供しない書類には、所定の表紙はございません。

※ただし、全部の業種を廃業する場合は、閲覧に供する書類の表紙（変更届表紙）を使用してください。

☆変更届の提出について

○提出用（閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの）と控え用（閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの）をご用意下さい。

○非閲覧書類に表紙は必要ありません。

○郵送での届出の場合は、返信用の副本又はハガキのどちらかを必ず同封して下さい。

※郵送についてはP.0-2を参照して下さい。

本取扱いは平成27年4月1日に改正された建設業法により、閲覧に供する書類のうち、個人情報が含まれる書類について、その対象から除外することとなったことによるものです。

■ 表紙1（閲覧に供する書類）に綴じる書類

表紙1（閲覧書類用）		
順番	様式番号	様式の名称
1	第22号の2	変更届出書（第1面）
2	第22号の2	変更届出書（第2面）
3	別紙1	役員等の一覧表
4	別紙4	専任技術者一覧表
5	第6号	誓約書
6	第7号の3	健康保険等の加入状況
7	第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表

■ 閲覧に供しない書類（所定の表紙なし）

※全部の業種を廃業する場合は、閲覧に供する書類の表紙（変更届表紙）を使用してください。

表紙2（非閲覧書類用）		
順番	様式番号	様式の名称
1	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
2	7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面～第4面）
4	第7号の2別紙（1）	常勤役員等の略歴書
	第7号の2別紙（2）	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
5		健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入確認書類の写し
6	第8号	専任技術者証明書
7		国家資格を証する書面または監理技術者資格者証の写し
		卒業証明書の原本または卒業証書の写し
8	第9号	実務経験証明書
9	第10号	指導監督的実務経験証明書
10	第12号	許可申請者の調書
11	第13号	令3条に定める使用人の調書
12		後見登記等に関する登記事項証明書
13		市町村の長の発行する証明書（後見・破産） ※外国籍の方は住民票等の証明書
		住民票（外国籍の方のみ）
14	第14号	株主（出資者）調書
15		商業登記簿謄本（法人・支配人）
16		納税証明書（府税事務所発行分）
17	府規則1号	営業所概要書
18	府規則2号	委任状

■ 届出書等を提出される方の本人確認

各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）

ア <<行政書士及び行政書士の補助者以外の方>>

- (1) 運転免許証
 - (2) (国民)健康保険証(被保険者証)
 - (3) 外国人登録証明書(在留カード・特別永住者証明書)
 - (4) 住民基本台帳カード
 - (5) マイナンバーカード
 - (6) 後期高齢者医療被保険者証
 - (7) パスポート(旅券)
 - (8) 船員保険証
 - (9) 身体障害者手帳
 - (10) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他
- なお、届出者の役員・従業員にあつては
(10) 届出者の発行する名刺以外の身分証明書でも可とします。

イ <<行政書士の方>>・・・(11) 行政書士証票

ウ <<行政書士の補助者の方>>・・・(12) 行政書士補助者証

※届出者以外の方が届出書等を提出される場合は、届出書等を提出される方の本人確認とあわせて、**届出者からの委任状が必要**となります。

※大阪府建設業法施行細則により、委任状の様式を定めました。(平成23年10月1日施行)
委任状の様式と記載例はP.6-24~P.6-25をご覧ください。また別冊「建設業許可申請の手引き」にFAQを掲載しています。

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)
場 所：建築振興課 申請会場内
相談日：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
時 間：午前9時30分～午後5時
**※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。**

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735
代表電話：06-6941-0351
(内線 3089・3090)
時 間：午前9時～午後6時
**※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了承ください。**

第6章 参考資料

1 専任技術者資格要件一覧表（別表1）

区分 種別	第1欄	第2欄	第3欄
土木 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法（昭和 58年法律第 25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習</p>
建築 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	<p>財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>
大工 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和 33年法律第 133号）第 25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
左官工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
とび・土工コンクリート工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に關し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級の</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	

	<p>ウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に 3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又は ウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であ ってその後とび工事に 関し1年以上実務の経験を有するも の、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施 工するものに合格していた者であってその後コンクリート工 事に 関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を 2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であ ってその後土工工事に 関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための 試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。 以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規 定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地す べり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に 関し 1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策 技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格 認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録し た後土工工事に 関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験 であって規則第7条の4から第7条の6までの規定のより国土 交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>9 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に 関し12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係 る建設工事に 関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に 関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に 係る建設工事に 関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
<p>石 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若 しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限 る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理 （種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格 した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級 のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又 は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするも のに合格した後石工事に 関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を 1級の土木施工管理又は1級の建築 施工管理とするものに合格した者</p>	

	<p>は石工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 平成23年11月 2日の時点で職業能力開発促進法による検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>		
屋 根 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>7 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し 12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	
電 気 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p>	<p>財団法人建設業振興基金の行った平成7年度又は平成</p>

	<p>門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法（昭和 35年法律第 139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法（昭和 39年法律第 170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の 4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>8年度の電気工事技術者特別認定講習</p>
<p>管工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15年文部科学省令第 36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和 59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流</p>	<p>財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習</p>

	<p>の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、「冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48年政令第 98号。以下「昭和 48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、「空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築士法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法（昭和 32年法律第 177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>10 社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、「又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
<p>タイル・れんが・ブロック 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積み施工とするものに合格してい</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>た者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 平成 24年 3月 31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積み施工とするものに合格していた者</p>		
鋼構造物 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和 48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製缶とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製缶とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>
鉄筋 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつ</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者</p>	

	<p>て選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立ととするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立ととするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p>		
舗装 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

板金 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
ガラス 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し 12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
塗装 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	

	<p>職種を路面標示施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>		
防 水 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し 12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
内装仕上 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し 12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
<p>機械器具 設置 工事業</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「液体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「液体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
<p>熱絶縁 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
<p>電気通信 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者又は同法の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者（ただし、令和3年4月1日以降に、同法第73条第1項の工事担任者試験に合格し、同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程を修</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	<p>了し、又は同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の規定による認定を受けた者について適用する。)</p>		
<p>造園 工事業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習</p>
<p>さく井 工事業</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成 17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

<p>建 具 工 事 業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
<p>水道施設 工 事 業</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」、「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」、「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」、「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

消防施設 工事業	消防法（昭和 23年法律第 186号）による甲種消防設備士免状 又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設 工事業	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門 （選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とす るものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄 物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門 （選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択 科目を昭和 57年改正府令による改正前の技術士法施行規則 による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限 る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規 則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに 合格した者	1 技術士法による第二次試験のう ち技術部門を衛生工学部門（選択 科目を「廃棄物管理」又は「廃棄 物・資源循環」とするものに限る。） 又は総合技術監理部門（選択科目 を「廃棄物管理」又は「廃棄物・ 資源循環」とするものに限る。） とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のう ち技術部門を衛生工学部門（選択 科目を旧技術士法施行規則による 「廃棄物処理（選択科目を昭和 57年改正府令による改正前の技 術士法施行規則による「汚物処理」 とするものを含む。））」とするも のに限る。）又は総合技術監理部 門（選択科目を旧技術士法施行規 則による「廃棄物処理」とするも のに限る。）とするものに合格し た者	
解体工事業	1 平成 28 年度以降に実施された法による技術検定のうち検 定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理 （種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工 管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「建築」又は「軀 体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 平成 27 年度までに実施された法による技術検定のうち検 定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理 （種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工 管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「建築」又は「軀 体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、 解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習で あって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は 当該技術検定に合格した後、解体工事に関し 1 年以上実務の 経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は 総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするもの に限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し 必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通 大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験 に合格した後、解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者	1 平成28年度以降に実施された 法による技術検定のうち検定種目 を、1 級の土木施工管理又は 1 級 の建築施工管理若とするものに合 格した者 2 平成 27 年度までに実施された 法による技術検定のうち検定種目 を、1 級の土木施工管理又は 1 級 の建築施工管理とするものに合格 した者であって、解体工事に関し 必要な知識及び技術又は技能に関 する講習であって国土交通大臣の 登録を受けたものを修了したもの 又は当該技術検定に合格した後、 解体工事に関し 1 年以上実務の経 験を有する者 3 技術士法による第二次試験のう ち技術部門を建設部門又は総合技 術監理部門（選択科目を建設部門 に係るものとするものに限る。）	

<p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>8 土木事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>10 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>(令和3年6月30日までの経過措置)</p> <p>1 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。)の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者</p> <p>2 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の2又は3に該当している者</p> <p>3 平成27年改正省令の施行の際、現にとび・土工事業に関し規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工するものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を</p>	<p>とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したも又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>(令和3年6月30日までの経過措置)</p> <p>1 建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の1から7まで及び9のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者</p> <p>3 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選</p>	
---	---	--

	<p>2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であ って、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事 に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策 技術協会の行う平成 17 年度までの地すべり防止工事士資格 認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録し た後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以 上実務の経験を有するに至った者</p>	<p>択科目を「水産土木」とするもの に限る。)又は総合技術監理部門 (選択科目を「農業土木」、「森 林土木」又は「水産土木」とする ものに限る。)とするものに合格 した者</p>	
--	--	--	--

(別表2)

建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目	
	第1欄	第2欄
大工工事業	1 登録型枠基幹技能者 2 登録建築大工基幹技能者	1 登録型枠基幹技能者 2 登録建築大工基幹技能者
左官工事業	1 登録左官基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者	1 登録左官基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工事業	1 登録橋梁基幹技能者 2 登録コンクリート圧送基幹技能者 3 登録トンネル基幹技能者 4 登録機械土工基幹技能者 5 登録PC基幹技能者 6 登録鳶・土工基幹技能者 7 登録切断穿孔基幹技能者 8 登録エクステリア基幹技能者 9 登録グラウト基幹技能者 10 登録運動施設基幹技能者 11 登録基礎工基幹技能者 12 登録標識・路面標示基幹技能者 13 登録土工基幹技能者 14 登録発破・破碎基幹技能者 15 登録圧入工基幹技能者 16 登録送電線工事基幹技能者	1 登録橋梁基幹技能者 2 登録コンクリート圧送基幹技能者 3 登録トンネル基幹技能者 4 登録機械土工基幹技能者 5 登録PC基幹技能者 6 登録鳶・土工基幹技能者 7 登録切断穿孔基幹技能者 8 登録エクステリア基幹技能者 9 登録グラウト基幹技能者 10 登録運動施設基幹技能者 11 登録基礎工基幹技能者 12 登録標識・路面標示基幹技能者 13 登録土工基幹技能者 14 登録発破・破碎基幹技能者 15 登録圧入工基幹技能者 16 登録送電線工事基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	1 登録電気工事基幹技能者 2 登録送電線工事基幹技能者	
管工事業	1 登録配管基幹技能者 2 登録ダクト基幹技能者 3 登録冷凍空調基幹技能者	
タイル・れんが ・ブロック工事業	1 登録エクステリア基幹技能者 2 登録タイル張り基幹技能者 3 登録ALC基幹技能者	1 登録エクステリア基幹技能者 2 登録タイル張り基幹技能者 3 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者	
鉄筋工事業	1 登録PC基幹技能者 2 登録鉄筋基幹技能者 3 登録圧接基幹技能者	1 登録PC基幹技能者 2 登録鉄筋基幹技能者 3 登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者	

しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	1 登録建設塗装基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者 3 登録標識・路面標示基幹技能者	1 登録建設塗装基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者 3 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	1 登録防水基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者	1 登録防水基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	1 登録保温保冷基幹技能者 2 登録ウレタン断熱基幹技能者	1 登録保温保冷基幹技能者 2 登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	1 登録造園基幹技能者 2 登録運動施設基幹技能者	
さく井工事業	登録さく井基幹技能者	登録さく井基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者	登録解体基幹技能者

2 関連学科一覧表

一般建設業の許可を受けて建設業を営もうとする営業所に置かなければならない専任の技術者として、法第7条第2号イに該当する方は、次のとおりです。

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し高等学校、中等教育学校等を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し大学（短期大学を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

○許可を受けようとする業種に係る建設工事に關し高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

また、その要件として指定された学科は、下表のとおりです。

下表の学科に該当するかどうか迷われるときは、履修科目証明書等をご準備いただき、あらかじめご相談ください。

許可を受けようとする建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土木工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

3 市区町村コード表

大阪市	
旭区	27117
阿倍野区	27119
生野区	27116
北区	27127
此花区	27104
城東区	27118
住之江区	27125
住吉区	27120
大正区	27108
中央区	27128
鶴見区	27124
天王寺区	27109
浪速区	27111
西区	27106
西成区	27122
西淀川区	27113
東住吉区	27121
東成区	27115
東淀川区	27114
平野区	27126
福島区	27103
港区	27107
都島区	27102
淀川区	27123

堺市	
北区	27146
堺区	27141
中区	27142
西区	27144
東区	27143
南区	27145
美原区	27147

参 考
大阪府知事コードは27です。

池田市	27204
和泉市	27219
泉大津市	27206
泉佐野市	27213
茨木市	27211
大阪狭山市	27231
貝塚市	27208
柏原市	27221
交野市	27230
門真市	27223
河南町	27382
河内長野市	27216
岸和田市	27202
熊取町	27361
四條畷市	27229
島本町	27301
吹田市	27205
摂津市	27224
泉南市	27228
太子町	27381
大東市	27218
高石市	27225
高槻市	27207
田尻町	27362
忠岡町	27341
千早赤阪村	27383
豊中市	27203
豊能町	27321
富田林市	27214
寝屋川市	27215
能勢町	27322
羽曳野市	27222
阪南市	27232
東大阪市	27227
枚方市	27210
藤井寺市	27226
松原市	27217
岬町	27366
箕面市	27220
守口市	27209
八尾市	27212

4 変更届等の郵送等に関するお問合せ先 ⇒ 詳しくはP.O-2 参照

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階 建設業申請会場内相談コーナー
 電話番号：06-6210-9735 又は 06-6941-0351(代表) 内線 3089・3090
 【完了通知用はがきの記載例】

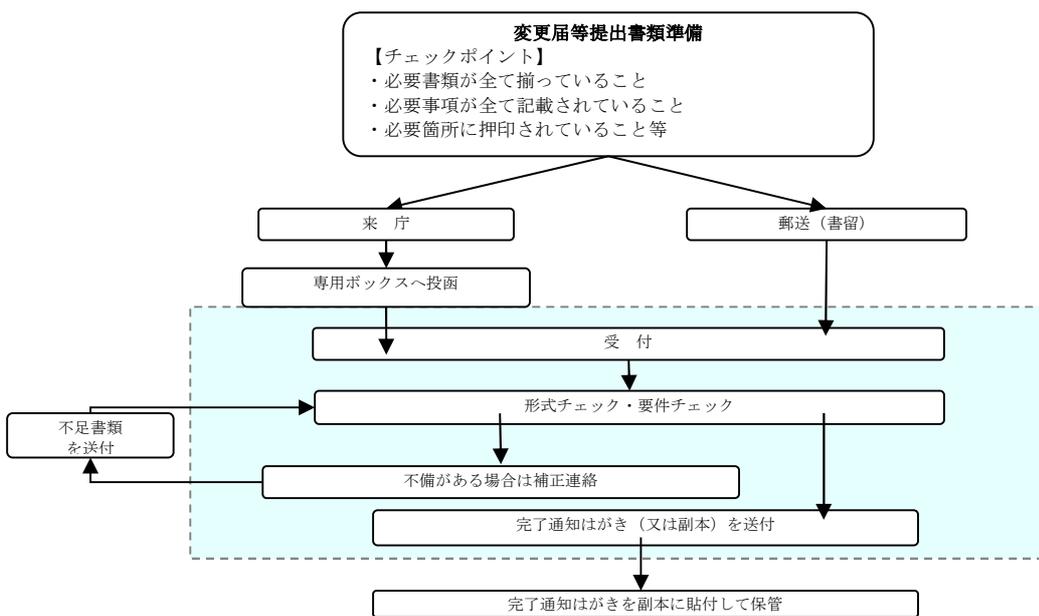
(表面)

(裏面)

<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 六十三円 切手 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">〒□□□-□□□□</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者又は申請代理人の住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者又は申請代理人の氏名</p>	<p>○許可番号 大阪府知事許可（般・特一）第 号</p> <p>○商号又は名称</p> <p>○担当者又は申請代理人</p> <p>○届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算変更届 (事業年度： 年 月～ 年 月) ・各種変更届 (1 商号・名称 2 営業所 3 資本金 4 法人役員等 4-2 法人代表者 5 個人氏名 6 支配人 7 令第3 条の使用者 8 専任技術者 9 経管等 10 社会保 険 11 全部廃業 11-2 一部廃業) ・建設業に係る訂正の届出書 <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; padding: 10px; text-align: center;"> 大阪府受付印 押印欄 </div>
---	---

返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。

【変更届等受付の流れ】



5 参考様式、作成要領及び記載例

大阪府規則様式第4号（第6条関係）

建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者・代理人の氏名
電話

大阪府建設業法施行細則第6条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届けます。

建設業許可申請書等の記載事項の訂正（書類受付日 年 月 日）

届出事項	様式番号	訂正の内容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

〔注意事項〕

- 1 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 2 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し、提出してください。

〔建設業に係る訂正等の届出書の記載例〕

- 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

決算変更届にかかる訂正届は、届出事項欄に事業年度も併せて記載してください。

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届 (R2.4.1~R3.3.31)	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、長期借入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届 (R2.4.1~R3.3.31)	第 2 号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の施工期日順に時系列で記載していたため、訂正する。

必ず1つの申請・届出に対して、1つの訂正等の届出書を作成してください。

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)
場 所：建築振興課 申請会場内
相談日：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
時 間：午前 9 時 30 分～午後 5 時
※午後 5 時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735
代表電話：06-6941-0351
(内線 3089・3090)
時 間：午前 9 時～午後 6 時
※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了解ください。

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所

氏名

（行政書士会登録番号 ）

電話

2 []

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあつては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあつては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

氏名 行政書士 大阪 太郎

(行政書士会登録番号 ●●●●●●●●●●)

電話 06-6941-●●●●

復代理人が提出される場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人（行政書士のみ可能）への委任状が別途必要ですのでご注意ください。

- 2
 - ・令和3年12月決算分の決算変更届の作成、提出、補正に関する件
 - ・建設業許可更新申請の作成、提出、補正に関する件

委任内容は具体的に記載してください。
(専任技術者の変更に関する～、
令和●年●月決算分の決算変更届に関する～、等)

令和4年3月10日

記入漏れのないよう
ご注意ください。

営業所所在地 大阪府住之江区南港北1-14-16

委任者 商号又は名称 株式会社 さきしま工務店

代表者氏名 咲洲 次郎 印

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあつては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあつては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

6 本人確認書類と委任状について

申請書等を提出される方の本人確認と委任状について

- 大阪府知事の建設業許可にかかる申請・届出の窓口において、提出される方の氏名等を確認させていただきます。（平成 23 年 10 月 1 日より実施）

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各申請書及び各変更届出書の「担当者・届出代理人」の欄に提出される方の氏名及び連絡先を記載してください。行政書士又は行政書士法人の補助者が提出される場合は、行政書士名と併記してください。

各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

『本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）』

《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証 (2) (国民)健康保険証(被保険者証) (3) 外国人登録証明書
(特別永住者証明書・在留カード) (4) 住民基本台帳カード (5) マイナンバーカード
- (6) 後期高齢者医療被保険者証 (7) パスポート(旅券) (8) 船員保険証
- (9) 身体障害者手帳 (10) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他

届出者等の役員・従業員にあっては(11)届出者の発行する名刺以外の身分証明書でも可。

ただし、《行政書士の方》は(12)行政書士証票

《行政書士の補助者の方》は(13)行政書士補助者証 が必要となります。

- 大阪府建設業法施行規則により、委任状の様式を定めています。（平成 23 年 10 月 1 日施行）

申請者等（下記に該当する方）以外の方が大阪府知事の建設業許可にかかる手続きを行う場合、申請書等を提出される方の本人確認とあわせて委任状が必要です。

※委任状の様式と記載例は P.6-24～6-25 をご覧ください。また、別冊の「建設業許可申請の手引き」に、FAQを掲載しています。

1. 申請者等が個人の場合・・・①個人事業主、②個人事業主の家族及び従業員
2. 申請者等が法人の場合・・・①法人の代表者、②法人の役員及び従業員

<注意 1> ・委任状には下記の代理権限の内容や日付等、記載漏れがないようお願いいたします

- | |
|--|
| 大阪府知事の建設業許可にかかる【各種申請】【各種変更届】【経営事項審査申請】における |
| ●申請（届出）書類を作成、提出、補正解消、取下げ等 |
| ●上記許可等に関する通知書、副本等を受領 |

<注意 2> ・復代理人が手続きをされる場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。

<注意 3> ・行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

<注意 4>

- ・建設業許可にかかる申請及び届出書類に限定し、経営事項審査申請と解体工事業登録申請には適用しません。許可に係る変更届と経営事項審査申請及び解体工事業登録申請を同時に提出される場合は、それぞれに委任状の原本を添付いただく必要がありますのでご注意ください。
- ・複数の申請書等を同時に提出される際は、最初の申請窓口で受付担当者により確認印が押印されている委任状の写しに関してのみ、原本が添付されている書類と同日の受付まで有効とします。